令和５年第２回

定 例 会 会 議 録

会　　期

令和５年６月　６日（火）から
令和５年６月14日（水）まで

会 議 日

令和５年６月　６日（火）
令和５年６月14日（水）

東 串 良 町 議 会

令和５年第２回東串良町議会定例会（第１号）

開　　会　令和５年６月６日　午前９時３０分
散　　会　令和５年６月６日　午後２時３４分

出　席　議　員　（１０人）

１番　上　池　勝　彦	２番　小　川　香　織
３番　児　玉　勇　治	４番　瀬戸山　譲　一
５番　牧　原　完　治	６番　西　園　貞　美
７番　前　田　　隆	８番　上　園　ミ　キ
９番　宮　地　利　雄	１０番　田之畑　　稔

欠　席　議　員　（０人）

会議録署名議員（会議規則第１２７条）

４番　瀬戸山　譲　一　　５番　牧　原　完　治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長　浜　屋　啓　子　　書　　記　清　瀧　美東士

地方自治法第 121 条の規定による出席者は次のとおりである。

町　長	宮　原　　順	住民課長	有　嶋　義　昭
副町長	大　園　保　広	企画課長	中　島　孝　一
教育長	金　久　三　男	まちづくり推進課長	上　原　　久
会計管理者	前　田　秀　一	農地課長兼農業委員会事務局長	上　野　勝　志
総務課長	江　口　勝　志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田　輝幸
農林水産課長	瀬戸山　雅　樹	社会教育課長	吉　留　潤一郎
福祉課長	倉ケ﨑　和　治	総務課長補佐	上　野　史　生
税務課長	西　田　博　文		
建設課長	寺　園　竜　二		

議　事　日　程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会　議　の　経　過	別紙のとおり

議　事　日　程

日程第 1　会議録署名議員の指名

日程第 2　会期決定の件

日程第 3　諸般の報告

日程第 4　発委第　2号 東串良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第 5　報告第　1号 令和４年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6　承認第　2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）

日程第 7　承認第　3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 8　承認第　4号 専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町一般会計補正予算（第９号））

日程第 9　承認第　5号 専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））

日程第 10　承認第　6号 専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号））

日程第 11　承認第　7号 専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１号））

日程第 12　承認第　8号 専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第２号））

日程第 13　議案第 24号 東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について

日程第 14　議案第 25号 東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15　議案第 26号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16　議案第 27号 東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17　議案第 28号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）

日程第 18　議案第 29号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）

日程第 19　一般質問

日程第 20　発委第　3号 防災・減災特別委員会の設置に関する決議

日程第 21　発委第　4号 デジタル化推進に係る調査特別委員会の設置に関する決議

日程第 22　発委第　5号 複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議

一般質問の目次

質　問　者	質　問　事　項	掲載ページ
牧原　完治	１．稲作農家の経費軽減対策について	ｐ．１３～
	２．農業版ビニールハウスバンク制度の創設について	ｐ．１６～
宮地　利雄	１．学校給食費への全額助成について	ｐ．１８～
	２．子どもの国保税（均等割）無料化について	ｐ．２０～
	３．高齢者への補聴器購入助成について	ｐ．２１～
瀬戸山　譲一	１．議事録の取扱いについて	ｐ．２２～
	２．包括支援センターと社会福祉協議会について	ｐ．２４～
	３．危機管理について	ｐ．３２～
小川　香織	１．畜産振興について	ｐ．３７～
	２．介護について	ｐ．４３～
	３．子ども・子育て支援について	ｐ．４８～
	４．防災計画について	ｐ．５２～
	５．使いやすい庁舎整備について	ｐ．５４～
	６．予算の評価制度について	ｐ．５６～

会　　議　　の　　経　　過

開　　　会　　　午前９時３０分

議　長（田之畑）

　ただいまから、令和５年第２回東串良町議会定例会を開会します。

　本日の会議を開きます。

〜〜〜

◆　日程第１　会議録署名議員の指名

議　長（田之畑）

　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番　瀬戸山譲一議員及び５番　牧原完治議員を指名します。

〜〜〜

◆　日程第２　会期決定の件

議　長（田之畑）

　日程第２　会期決定の件を議題にします。

　お諮りします。

　本定例会の会期は、本日から６月１４日までの９日間としたいと思います。

　御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、会期は本日から６月１４日までの９日間に決定しました。

　なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

〜〜〜

◆　日程第３　諸般の報告

議　長（田之畑）

　日程第３　諸般の報告を行います。

　議長及び町長の報告は、配付してありますので、報告を省略します。

〜〜〜

会　議　の　経　過

◆　日程第４　発委第２号　東串良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議　長（田之畑）

日程第４　発委第２号　東串良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長　児玉勇治議員。

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

ただいま議題となりました発委第２号　東串良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての趣旨説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされました。これらのことから議員と町との間の地方自治法第９２条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定するものです。よろしく審議のほうをお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第２号　東串良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜

◆　日程第５　報告第１号　令和４年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議　長（田之畑）
　日程第５　報告第１号　令和４年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。
　本件について、町長からの説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　おはようございます。
　報告第１号　令和４年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。
　地方自治法施行令第１４６条第２項及び東串良町会計規則第１２条第３項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　以上で、報告第１号　令和４年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

〜〜〜

◆　日程第６　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）

議　長（田之畑）

日程第６　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

承認第２号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和５年３月３１日に公布されたことに伴い、東串良町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第７　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議　長（田之畑）

日程第７　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和５年３月３１日に公布されたことに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜

◆　日程第８　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町一般会計補正予算（第９号））

議　長（田之畑）
日程第８　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町一般会計補正予算（第９号））を議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
承認第４号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。
令和４年度東串良町一般会計補正予算（第９号）につきましては、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道、公共施設等に係る調査への確定及びそれに伴い、財源更正の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町一般会計補正予算（第９号））を採決します。

　お諮りします。

　本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜

◆　日程第９　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））

議　長（田之畑）

　日程第９　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））を議題とします。

　本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

　令和４年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきましては、保険給付費等の確定に伴い、減額する必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから、承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））を採決します。
　お諮りします。
　本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◆　日程第１０　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号））

議　長（田之畑）
　日程第１０　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号））を議題とします。
　本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。
　令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）につきましては、介護保険給付事業の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第１１　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１号））

議　長（田之畑）

日程第１１　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

承認第７号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策及び体制確保に補正の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

会　議　の　経　過

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第１号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜

◆　日程第１２　承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第２号））

議　長（田之畑）

日程第１２　承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第２号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

承認第８号　専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

会　議　の　経　過

令和５年度東串良町一般会計補正予算（第２号）につきましては、低所得者・子育て世帯支援特別給付金事業の実施に当たり、補正の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度東串良町一般会計補正予算（第２号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第１３　議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について

◆　日程第１４　議案第２５号　東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について

◆　日程第１５　議案第２６号　職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

◆　日程第１６　議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関す

る条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）

日程第１３　議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてから、日程第１６　議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

それでは、ただいま議題となりました議案第２４号から議案第２７号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町の複合施設建設計画の策定に当たり、町民等の幅広い意見を反映させるため、東串良町複合施設建設検討委員会設置条例を制定するものでございます。

次に、議案第２５号　東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町円山公園周辺施設の利用料金に、バーベキュー用のガスこんろ及び雨天時用テントを追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２６号　職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に移行されたことにより、国が新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の防疫等作業手当の特例措置を廃止する規則の改正を行ったため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

鹿児島県が国民健康保険財政運営の責任主体となることに伴い、東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜

◆　日程第１７　議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）

◆　日程第１８　議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）

会　議　の　経　過

議　長（田之畑）

　日程第１７　議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）及び日程第１８　議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）の２件を一括議題とします。

　各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　それでは、ただいま議題となりました議案第２８号及び議案第２９号について、御説明申し上げます。

　初めに、議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億７４３万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ６９億８，２００万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によるところでございます。

　次に、地方債への変更は、「第２表地方債補正」によるところでございます。

　次に、議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８８７万６，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９億８，１４８万４，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜

◆　日程第１９　一般質問

議　長（田之畑）

　次に、日程第１９　一般質問を行います。

　順番に発言を許します。

　５番　牧原完治議員。

　５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

さきの町会議員の改選で、いろんな町民の方の意見を聞いたわけです。一番多かったのが農業で、資材高騰、経費の高騰で非常に経営が苦しいんだということを一番感じたわけでございます。

それでは、早速通告に従いまして、質問申し上げたいと思いますが、稲作農家の軽減対策なんですが、パイプラインの電気料高騰が非常に高くなったということで、何か対策はできないかということなんですが、本町のシンボルマークは米なんですね。この米のシンボルマークが揺らいでいるような気がいたします。米の歴史を申し上げますと、本町は、水田８００ヘクタールの米の大産地でございます。昭和３６年に農業基本法が制定されまして、その頃からの二期作を推進して、年２回米を作ろうということでされたわけなんですが、その後、昭和４５年になりますと、今度は米余りということで休耕制度が始まりました。二期作は全面休耕ということで、農家の方は、１２月に休耕奨励金を、ボーナスみたいなことでいっぱいもらった経緯がございます。

そのようなことで、その後、圃場整備が平成８年頃から始まったわけなんですが、現在５１５ヘクタールでパイプライン化されております。もう蛇口をひねりますと給水ができるということで便利になったわけなんですが、その影響もあって、コミュニティでは、もう非常に専業みたいで、一農家が何十町歩も作付するというようなことで、規模拡大ができております。このパイプラインの仕組みなんですが、５つのポンプ場がございます。１つのポンプ場で、モーターでポンプアップをして水をくみ上げて圧をかけて排水するわけなんですが、そのモーターを回す電力は１００キロ以上の１機場で非常な電気を使うわけです。そのようなことで、電気料が非常に高くつくわけなんですが、土地改良区から資料をもらいまして、平成２７年と昨年の比較というか、そのような形で出してございますが、平成２７年には、大体１反当たり１，８２２立方メートル、約２，０００トン近い水を使うということなんですね。昨年はどうかといったら約３，２００トンぐらい、非常に無駄な水も使っているということも感じているわけです。電気料については、１反当たりの負担が１，２００円でございます、平成２７年が。昨年は２，０００円、今年は、賦課金の請求書を見ると３，６００円という高額な電気料負担が強いられているわけでございます。そのようなことで、とりあえずこの電気料を何とかせんと、非常に経費が増大するということで、これを何とかできないかという質問でございます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

林田土地改良区の水田パイプライン使用料につきましては、近年の電気料高騰によりまして、令和５年度から１反当たり１，６００円の値上げをされたと認識しております。

また、令和５年５月２９日付で、林田土地改良区理事長から電気価格の高騰に対する支援の要望書の提出もあったところでございます。

このような中、本町の基幹産業でもございます水田稲作農家等の負担軽減を図るべく、支援について前向きに検討したいと今考えておるところでございます。

以上です。

議　長（田之畑）

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

前向きに検討するということで、非常にいい答弁をもらったわけなんですが、米価の推移を見てみますと、この圃場整備が始まった頃は、６０キロ、２万円ちょっとしたわけなんです、米が。その頃は、電気料負担金がたしか８００円か１，０００円だったと思います１反当たりですね。現在を見ますと、米価については６０キロ換算しますと、１万３，０００円か、それぐらいですかね。米価が半分近くに下がったわけです。しかしながら、電気料については、３倍も上がったということで、反比例する形になっております。

それと水土里サークルという事業がございます。これが１５年ぐらい前に土地改良区の補完事業としてスタートした事業でございまして、当時私も土地改良区に勤務しておりましたが、土地改良区で最初、この水土里サークルを取り組みました。それが人件費にも使える、用水路の管理にも使えると、非常に便利な事業でございますが、やっぱり水土里サークルと、土地改良区と何とか連携した対策はできないかということなんです。先ほども申し上げましたように、非常に用水の無駄が多いということなんですが、田植え時期は水田が見えておりますので、皆さん節水するわけですよ。ジャンボタニシの影響とか、また鴨の被害を避けるためにですね。それがもうわたいが見えんごなった。わたいちこっちの言葉なんですが、水田の土が見えなくなれば、目いっぱい蛇口を開いて出しているような状況です。それで後ろを見ますと、後ろからも排水路にどんどんオーバーして流れている。排水口の開閉器がもう壊れている。また暗渠排水して、ほとんどしております。暗渠排水の開閉器がありますが、それがまだ開いた状態というようなことがあります。よって、この辺を水土里サークルと何か連携してできないか。

また、水田のあぜを塗る機械がございます、トラクターでですね。せめて排水路側だけでも、このあぜを、土手をきれいにつくれないか、その辺の検討も必要かと思うわけでございます。そのようなことを考えますと、今、他の団体に、商工会に５７０万円、シルバーセンターに７５０万円、社協に１，２５０万円という、毎年補助をしているわけなんですが、どうしても土地改良区にもこのような補助も今から必要かなというようなことを感じているわけでございます。

それと補助金だけ申し上げますが、この圃場整備は県の事業でやっております。機場についても、ポンプ場についても、二億何千万円ですね、１機場が。それも県の事業でやっているわけなんですが、多分交付金対象の形だと思うんですが、総務課長がこの辺が分かれば、交付対象事業品目じゃないか、その辺が分かれば、お答え願いたいと思います。

議　長（田之畑）
　総務課長。

総務課長（江　口）
　今、排水機場についての交付金対象じゃないかという質問だろうと思いますが、それについては若干の交付税措置がされているように思いますが、正確な数字はちょっと把握しておりませんので、資料を持ってきておりませんのでちょっと今答えられないところでございますが、若干の交付税措置があるものと理解しております。
　以上です。

議　長（田之畑）
　５番　牧原議員。

５　番（牧　原）
　多分交付金対象の品目だと思いますので、この辺も財源としてつかんでおいていただければと思います。今、岩弘がポンプ場がまだできておりません。総体を見ますと、岩弘と池之原は水は潤沢にあるわけです。川西から前牟田、烏帽子、西牟田については、ポンプアップして、移行しないと水が届かないという状況なんですが、以前、池之原の圃場整備をするときに、この林田用水路と池之原の圃場は、池之原が大体１００町歩ございます。４メートルの落差がございます。自然流下方式をしてくれないかという要望を県にしたことがございます。ポンプアップしないでですね。ただし、堅田方面のあっちは、ちょっとレベルが高いということで、あそこだけは加圧をせんといかんとじゃないかというような、そのような状況で土地改良区から、そのときの池之原の推進委員会というのがございましたので、そこを県に要望したことがございます。しかしながら県の事業でございまして、なかなかオッケーが出なかったといういきさつもございます。今、岩弘のほうが、今仮用水で田んぼがつくられているわけなんですが、このような費用関係を申し上げますと、仮用水でよかといえばというような意見もございます。これでは、やっぱり利便性とか、規模拡大を考えますと、やっぱりパイプラインじゃないといけないと思いますので、その辺を十分考慮して、補助というか、何か対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。
　それでは、次の質問なんですが、東串良のメインでございます、施設園芸ピーマン・キュウリなんですが、研修制度とか、新規就農者が毎年出るわけなんですが、この方たちが実際ハウスをつくって営農をしようと思ってもなかなか施設が多額の費用が要るわけなんです。例えば桜島降灰対策事業がございますが、これを借りて新規でつくっても何百万円という過剰投資、それといろんな資材があります、防風ネットとか。今一番大きいのがボーリングですね、系の小さいやつを掘っても１００万円ぐらい。ちょっと大きい水中ポンプを入れる、系の大きいボーリングをすると２００万円というようなことで、このボーリング代も非常にかさむわけなんですが、このハウスについては、また一

方、高齢でやめられる方がいらっしゃいます、毎年ですね。この方たちの施設がそのままあります。ほっておけば、くず鉄に出したり、処分されるわけなんですが、これを何とか空き家バンクのようなハウスのバンクというか、そういう方式で行政で登録して、新しい方に貸し出すというような方法はできないか、質問申し上げます。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　離農された生産者の園芸施設につきましては、その後の取扱いをつぶさに把握している状況ではございませんけれども、聞くところによりますと、個人間での取引、あるいは民間の中古ハウス取引事業者を通じて売買がされているようでございます。
　昨今の世界的な原料価格、資材価格の高騰を受けまして、ビニールハウスの新築価格も大幅に値上がりしております。また、全国的にも今後、高齢を理由とする大量の離農が予想されております。中古ハウスの市場は今後ますます活性化するものと予想されます。本町におきましても若い生産者や新規就農者を中心に、中古ビニールハウスの需要が増えており、とにかく初期投資を抑えて経営を始めるという流れがあるように感じます。
　質問者のおっしゃるハウスバンク制度の構想につきましては、以前から農林水産課においても検討課題に上っておりまして、近隣では既に実施している市町村もございます。しかし、その実態を近隣市町に伺ってみますと、なかなかビニールハウスに関する成約件数は年間に大体１件あるかないかという状況でございます。積極的に利用されているとは言えない状況にあるようでございます。
　また、物件の登録に必要な作業も多く、施設の詳細な写真撮影や測量、ホームページへの記載作業など職員の作業負担とのバランスが取れていないとの声もございました。
　ハウスバンク制度自体は、使わなくなったハウスを売りたい方や、新たに農業を始めたい方、規模拡大を図りたい方にとりまして、そのマッチングを図る有効な手段になり得るものと考えております。しかし、ハウスバンクの制度を準備したとしても、利用者がなかなか増えない現状を考えますと、ある程度の登録数や利用者数を確保するためにも、ハウスバンク制度の登録を促す特別な動機や仕組みが必要となってまいりますので、町としていたしましては、その部分のアイデアを考えつつ質問者の意見も参考に、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

農水課長にお尋ねしますが、施設園芸農家で農家の年齢を７５歳以上が何戸数ぐらいあるか、分かっておれば。

議　長（田之畑）
農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）
お答えします。
園芸振興会のほうからは、毎年要望がある中で、園芸振興会員の高齢化が進展が激しいというところで、新規参入者の受入れというのを力を入れたいといった要望等もいただいております。
申し訳ございませんが、資料はあるんですが、今手持ちに準備しておりませんので、また後をもって、そこにつきましては個別に御報告をさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
以上でございます。

議　長（田之畑）
５番　牧原議員。

５　番（牧　原）
町長の答弁もありましたように、非常に難しいんですよね。ちょっと古いのであれば、二、三年作らないと、さびが来て使えなくなる。また農水課長はまだ把握してないということなんですが、高齢者も非常に多いわけなんですよね。もったいないようなハウスがたまにございます。それとかボーリングをして、ハウスがあって、ボーリングの箇所も何十か所もございます。やっぱりそういうのを一応把握してですよ。それとその古いハウスはどうかと思いますが、もったいないハウスは、やっぱり確保というか、何か登録制度をしたほうがいいと思います。そしてハウスだけじゃないんですね。ピーマンを作れば、防風ネットも要ります。１枚が２０万円ぐらいですかね、今。１反ですと五、六十万円ということで、非常に経費が要るわけなんです。そのようなせっかくの資材を何とか町で登録し、確保し、新規の就農者も年々少なくなってきてはいるんですが、ぱっと移って営農ができるような体制も必要かと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。
以上で、私の質問を終わります。

議　長（田之畑）
それでは、次に、９番　宮地利雄議員の発言を許します。
９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

本日の私の質問は、ちょっと準備が不十分なので、端的にお伺いしますので、答弁もよろしくお願いしたいと思います。

今回３点について取り上げました。学校給食への実際の助成及び子供の均等割、国保税の均等割に対する自治体の取組、それから３番目は、高齢者の補聴器に対する助成の問題であります。これらのことについては、最近全国的にも、また県内でも、いろいろな自治体で取組が始まっております。前進しているというふうに思っております。

まず、学校給食への助成ですが、これは本町においては、たしか私の記憶では、町長が自ら突然だったかどうかは分かりませんが、自らこれをやりたいということで提案をした記憶があります。それ以降、県内でも各地で少しずつですけれども、この学校給食に対する助成が始まっております。現在、どのような学校給食に対する助成制度が行われているのか、ぜひ担当課でも調査をされたと思いますので、その辺の実施状況を近隣の実施状況も伺いたいし、また半分助成しているわけですから、約半額助成ですから、あと残りを出せば本町は全額学校給食に対する助成が実現するわけです。その辺の見通しなどについても、ぜひお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

本町における学校給食費は、現在、小学校が４，０００円、中学校は４，５００円でございます。議員おっしゃいました平成２８年２学期から保護者の経済的負担軽減と定住化促進を目的といたしまして、児童生徒１人当たりの月額給食に対しまして、２，０００円を町費で補助しております。

また、最近の食材料の高騰分についても、町費で負担しております。今後も国や県内自治体の動向及び社会情勢を踏まえつつ、子育て世帯の経済的な負担軽減のために、給食費の完全無償化について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

担当課長でも結構ですが、近隣の実施状況について分かっていれば、よろしくお願いします。

議　長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えします。

肝属地区の近隣の市町の学校給食の助成内容でございますが、肝属地区で全額補助を行っているところは、南大隅町が今年度４月１日から全額助成ということに聞いております。また、同じく垂水市が令和５年の２学期から全額予定というような形でお聞きしております。そのほかは一部助成ということになっております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

本町に続いて、こうして各地でも始まっているという状況でございますので、さらに、本町もいろんな形で助成を引き上げていただきたいということを申し上げて、次の子供の国保税の均等割について取り上げていきます。

国保税は、本当に税額そのものが東串良町は高いというのもあるんですけれども、子供については、収入がないわけですよね。にもかかわらず、おぎゃーと生まれた途端に１人当たり年間４万４，５００円という均等割がつくわけです。これについても県内の各地で、各地とまではまだいかないと思いますが、県内の近隣の町村でも始まっております。けしからんというか、問題なのは、これをやった場合に、一般会計から補填をしますと、そこの町村に対する国保税にペナルティーをかけるという動きが政府の中にもまだあるようです。子供に対する施策を前進させるという公約を政府も掲げながら、この問題についてはなかなか、就学前についてはこの助成を始めたわけですけれども、しかもこの国保については、７割・５割・２割という制度的な減税政策がありまして、なかなか計算をするのが難しいという、私どももいろいろやってみるんですが、ややこしい計算が必要でありますけれども、本町の場合でも、収入のない、こうした子供たちの均等割に対する助成を、市町村によって違いますが、例えば鹿屋市は第３子以降、つまり３番目の子供さんから４番目、５番目と、人数が増えるにしたがって、この均等割については助成していくという、そういうやり方もあるようです。ですから、どのようなやり方が本町にとってふさわしいかというのは、よく検討する必要はあると思うんですけれども、本町の場合に、この国保税均等割についての助成について、何か考え方はないのか、これまでも取り上げてきましたので、一つ町長の考え方を伺っておきます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

今、議員おっしゃる国保税に関する負担軽減につきましては、国と地方の公費負担に

よりまして、令和４年度から、未就学児の均等割額は５割軽減となっております。また、一定以下の低所得世帯につきましては、均等割額、平等割額は７割、そして５割・２割軽減される法定減免が適用されております。この均等割額の算出につきましては、県から示される事業費納付金の額を基に応益分の負担として、国保加入者一人一人に対しまして、均等に課税されているところでございます。

さて、御質問の子供の均等割の無料化につきましては、質問の要旨は理解するところでございますけれども、保険税の仕組みといたしまして、国の基準を超えて独自に保険税の減額を行うことは、議員おっしゃる法令違反となるおそれもありますので、今のところ実施は考えておりません。

以上でございます。

議　長（田之畑）

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

各地で、今、町長も答弁したように、法令違反だということから、ペナルティーをかざして、市町村でそんな勝手なことをするなという指導が国のほうでもとられているという状況ですので、例えば鹿屋市などでは一般会計ではなくて、国保の基金の中から出しているんですね。だから、国保の基金から出せば、何か言われるということはなさそうですので、対応の仕方も含めて、一つ引き続き、これは検討していただきたいと思います。

次に、最後の高齢者に対する補聴器への助成であります。

近年、年をとればみんな耳も遠くなるわけで、難聴と認知症との関連について様々な専門家が調査を行って、その調査結果とか、あるいは研究の成果もいろいろと公表されておりまして、耳がはっきり聞こえるという状況は、コミュニケーションを周囲の人々や家族ととる上でも、非常に重要だし、そこでの会話が弾むことが認知症などを防ぐという結果も、いろいろと調査の結果が出ているようです。ただ、この補聴器というのがなかなか高いんですね、値段が。専門家による検査、難聴の度合いを測る検査も必要だというような状況もあるんですけれども、この問題が注目されてきて、やはりこれも先ほどの住民福祉の向上と合わせて、近隣の市町村でも、ようやく始まっているという状況も伺っております。

本町における実施について、これまでも取り上げてきたと思いますが、考え方を示されたいと思います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

去る令和３年１２月の議会定例会におきまして、加齢による補聴器の助成について御質問いただいた際に、障害者手帳の取得によらない加齢による難聴者への補聴器購入の助成制度の創設については考えていないということを御答弁させていただいたところでございますが、現在もその考えは一応変わっていないところでございます。加齢の難聴につきましては、前回答弁させていただきましたとおり、難聴が原因でコミュニケーションに支障を来し、知らず知らずのうちに人と話すのがおっくうになり、孤立や認知症の発症、悪化につながるケースも考えられるとの専門家の報告があることは承知しているところでございますけれども、現在のところ、明確な根拠が示されていないところでもございます。

また、これも繰り返しになりますけれども、難聴の原因は、加齢だけでなく様々な疾患が原因になっていることもあろうかとか思いますので、耳鼻咽喉科等の専門医を受診され、適切な処方を受けていただきたいと考えております。

なお、障害者手帳の申請基準に満たない状況の方に対する助成につきましては、県内では、曽於市が令和４年度から実施するなど助成を行う自治体があることは承知しておりますが、助成対象の基準を設定するには、医学的な判断基準が必要と考えておりますことからも、新たな助成制度の設置は考えておらず、現行の障害者手帳の取得による助成制度を御利用いただくことが適切ではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議　長（田之畑）

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

以上で、私の質問を終わります。

議　長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休　　憩　午前１０時２８分

◇

再　　開　午前１０時３８分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４番　瀬戸山譲一議員の発言を許します。

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

では、通告に従って、質問させていただきます。

今日の自分の質問は３項目あるんですけど、１の議事録の取扱いについて、そして２番は、包括支援センターと社会福祉協議会について、３番目は危機管理について。

この２番目と３番目は、以前質問していることです。同じことをここに上げました。なぜかというのは、議事録については、今日の話のメインになっていく、その前提の話になりますけれども、今日一番大事なことを言おうと思っているのは、例えば、例えばでもないんですね。ここで一般質問で政策提言したこと、それから本会議、協議会で提案したことについて、どれだけその政策、目標について動いているか、町長が。そして町長が執行部の皆さんに対してどれほど政策提言されたことで動いているのか、そのことを伺うということになって。では、具体的にどうすればいいのかということを２番目、３番目で、その手法をどうするかということについて、落としどころをお互い確認し合うという形の質問にしていきたいと思います。

２番目と３番目は、以前質問したこと。具体的にどう動いていかれたかということを確認する前に、ではまず１番目、その元となる議事録について、３月の町長の答弁で議事録は読まない、読むつもりもないという答弁でした。これ重大インシデントだと自分たちは思っています。自分たちはという、「たち」がついたのは私だけじゃないんですね。傍聴に来てる方々も大変驚かれておりました。ですから、政策実現を実行するためには、議事録を読まないとできないわけですよ。今、首を振られましたけど、その件についてどうですか。真意を教えてください。読まないと言ったこと。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

議事録というのは、私も出席して、私が言ったことも書いてあるわけですので、なのであえて読むとか、必要ならば目を通しますよ。この議事録については、何も私は読まないとか、必要ないとかなんじゃなくて、私は出席してやってることであって、イエスかノーかも書いてあるわけですので、それは責任を持ってちゃんとやりますよ、やることは。以上ですけれども、当然のことではございますけれども、必要があれば議事録を読んで、確認したりすることはあります。

以上です。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

では、そういう答弁というのは、この前の３月の答弁からすると、大分訂正された感じですけど、違うんですか。いや、あのときは読まない、読むつもりもないと言われま

したよね。ちゃんと議事録に残ってますけど。今の答弁はちょっと違うんじゃないですか。だからさっきから何度も言うように、政策目標を実現させるためには、議事録を読まないといけないと。去年の一般質問で何度も言ってますけど、私が一般質問したことの提案、つまり政策提言に対して何一つ成就されていないということを言いましたよね。そのことも言わせていただいたのもちゃんと記録に残っております。要は、どういうことか、さっき言った手法ですけれども、議事録を読んで、自分なりに解釈して、そのことを、例えば役場の中で、課長会とか、いろんな課に対して、やっぱりそのことに関して自分がどう取りまとめをして、このような考えを持つようになったかということを言っていかないといけない、これが基本中の基本だと思うんです。

例えば、２番目に行きますけど、ここは今回は、１、２、３、前後しますから今日のやり方は。包括支援センターと社会福祉協議会について、①両者が連携することが福祉の向上に寄与すると思うがと、このことも以前言っております。このことについて、町長は、議事録を読んで、何か自分で動きましたか。聞いてみます。質問事項、つまり、社会福祉協議会と包括支援センターが連携して動くことが、東串良の福祉の向上に寄与すると、前、１２月議会で言ってた覚えが、というか言ってました。そのことについて、町長動きましたかということなんですよ。その元となる議事録を読むということが前提条件ですけど、そういうふうな手法をとって動きましたか。何か動きましたかということです。それを聞いてみます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

議員のおっしゃるその包括支援センターと社会福祉協議会についてのことでしょうか、議事録に書いてあるということは。福祉行政といたしましては、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年度をめどに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築が進められているところでございます。現在、包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおりますが、この仕組みをつくり上げるためには、関係者のネットワークづくり、人づくり、地域づくりが重要となります。それらは社会福祉協議会が実施する地域福祉の取組と大きく重なる部分もございます。つまり、包括支援センターと社会福祉協議会が協働して取り組むことにより、地域包括ケアシステムの構築が進展し、福祉の向上につながっていくことが期待されているところでございます。

しかしながら、現在、本町の包括支援センターと社会福祉協議会の連携は十分に図られていないのではないかと危惧しているところでもございます。それは、お互いの業務の理解につながる情報共有をする機会を持てず、必要に応じて連絡を取り、その必要事項のみの要件で完結されているところであるからでございます。地域福祉の向上には、

双方が業務理解の上、連携し、協働することは不可欠であると考えているところでございます。と言っても、今現在のところ、問題は今のところ起きておりません。
　以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　そんなことを聞いているわけじゃないんですよね。だから議事録を読んで、あなたが１２月に私が政策提言したこのことについて、半年間のうち、何をどう動いたかということを聞いているんです。何か動きましたか。この包括支援センターと社会福祉協議会の連携について、１２月に言って、６か月間ありますけど。そのことを聞いているんです。その前提となるのが議事録を読むことだということでした。この半年間、あなた自身が首長として何か動きましたかということを聞いているんです。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　私もさっき言いました、この議事録の中には出席しておりますので、そのことを聞いた福祉課のほうが担当しておりまして、それは伝えております。私の意見と一緒なんですよ。私のやつとして。あなたが言ったことが。
　以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　今の発言も重大問題ですね。福祉課がやったことは、私が考えていること、言っていることと同じですと、それはどういうことですか。私は、あなたがどう動いたかということを聞いているんですよ。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　職員が動けば、私が動いたということと一緒なんですよ。執行部ですよ。一緒なんです。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　そんな発言が皆さん、受け止めてくださると思いますか。考えられないような発言ですよ、それ。何で職員さんが動いたのは、あなたが考えてること、言っていることと同じですって、それどういうことなんですか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　あなたは何を言いたいんですか。はっきり言ってください。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　何度も言ってるじゃないですか。あなたが首長として、こういう問題を提起されたら、あなたがどういうふうに動いたかということを聞いてるんです。動いてないじゃないですか。
　以上です。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　もう１回具体的に説明してください。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　私が一般質問で政策提言したことを、だからその前提となる議事録を読んで、あなたが首長として、リーダーシップ、イニシアチブをとる形で職員さんにどういうふうな動きをしろとか、どういうふうな活動をやれとか言ったことはありますかということなんです。それを課長会とか、いろんな委員会で話して、あなたがイニシアチブをとって重要な、町民の皆さんから福祉の問題についてもいろんな不満、不平が出てます。だから一般質問で取り上げるわけなんですよ。いろんな話をあなたも聞いていら

っしゃると思いますけど、そのことについて、あなたが動いたか。だから一番大事な本会議の場で、一般質問という形で質問しているわけじゃないんですか。それに真摯に答えてくださいということです。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　今、議員がおっしゃる不満、不平とか、具体的にどういうことがありますか。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　だからそのことを言ってるわけでしょ、町民の皆さんからの要請があって。だからこの一般質問、本会議で、行政の一番トップに君臨するこの場でもって言ってるじゃないですか。それをあなたがどういうふうに動いたのかということを聞いているわけです。だからもう１回聞きますね。地域包括支援センターと、それから社会福祉協議会が連携することで、福祉に寄与するということを言ったわけで、あなたがこのことに関してどう動いたかということを聞いているんです。動いたのか、動かなかったのか。動いたらどんなふうに動いたのか教えてください。そこを聞いているんです。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　包括支援センターと社会福祉協議会のどういう問題があったんですか、教えてください。具体的におっしゃってください。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　そこはプライベートな部分があるんですけど、今日もいろいろ話す上で、どこまで言っていいのか悪いのか、ちょっといろいろ迷って、事前にもいろいろ準備、調整してきましたけど。だから要は、あなたが何度も言いました、分からないんじゃなくて、私が一般質問を１２月にした包括支援センターと社会福祉協議会がどのように連携していけばうまくいくかということをただ聞いている。あなたがそれについてどう動きましたか

ということを聞いているだけの話ですよ、あなた自身、首長として。分からないんじゃないですよ。その質問に対して、あなたがどう動いたかということを聞いているだけの話です。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　議長が止めないもんですから、堂々めぐりですけれども、具体的に何か問題があったんですか。言ってくださいそこを。プライベートも何も分からないものを何で答えられますか。

議　長（田之畑）
　暫時休憩します。

休　　憩　午前１０時５３分

◇

再　　開　午前１０時５４分

議　長（田之畑）
　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　堂々めぐりですね。どう言ったらいいんだろう。だから私が言いたいのは、あなたがこの半年間、何をしたか、それを聞きたいだけの話。何で話がそっちに持っていかれるのか、どうしようもないですね。
　まず、議事録の件についても、あなたは議事録に残ってますよ、見てください。読まない、読むつもりもないと言ってますよ。それを言えば、私は少なからず読んでいるとか何とか、そういうふうに言葉をにごして言ってますけど。その辺についても明らかに世間では認められない発言ということを認めてくださいよ。そうしないことには東串良の行政というのはうまくいきませんよ、これ。議会無視ですよ、議事録を読まないというのは。違いますか。言葉をにごしちゃ駄目ですよ、ここをはっきり白黒させないと。一番大事なことですよ、これ。だから、今日はどういうふうに手法をもって落としどころをつけるかということをここで確認していかないといけないんですけど。だから、町長、議事録を読むということでいいんですね、これから。そして議事録を読んだら、それを自分なりにいろんなことを調べて、そして職員さんにも伝えていくと。そして議会と有機的なつながりを持つということで、この前も言いましたよね、３月、６月、９月、１２月の議会シーズン以外に、その間、３か月ずつずっと空白ができていく中で、１か

月に１回ぐらいはトレーサビリティチェックという形で協議会をもってやろうという話、だからそういうことも言ったわけですよ。１か月ごとにチェックしていかないと。じゃあ、さっき１２月に言った、この件に関しては６か月間何をしたんですか、答えられますか、自分がじゃあ。だから私の提案ですね。議事録を読んで、それを全部チェックして、例えばこの前言った、地域運営組織と農村ＲＭＯについても、これからは地域のまとまり方、地域運営の方法については総務省と農林水産省からしっかりと通達が来ていると思います。じゃあ、そのことについて、私が一般質問しました、農村ＲＭＯと、それから地域運営組織。あなたはそのことについて、自分で調べましたか、ネットは来てますけど、自分自身で勉強しましたか、それを聞いてみます。

議　長（田之畑）
　副町長。

副町長（大　園）
　今、瀬戸山議員の質問なんですが、今回、私どもがいただいた質問の要旨が、１番目が議事録の取扱い。それで２番目が包括支援センターと社会福祉協議会について、質問の要旨が違うんですよ。瀬戸山議員の部分については、議事録を見て、そこに自分の言った政策提言を町が取り込んで仕事をしているかという部分がずっとつながっていく中になってきますよね。それであるならば、具体的に質問の要旨を書いてくだされば、こちらとしてもやっぱり協議検討して、質問に対して正確な回答をお答えするというような方策で進めるんですが、ちょっとそこら辺りの瀬戸山議員の今回の質問に対しての回答のやりとりが、瀬戸山議員はこのように思っているんだけれども、こっちはこの質問の要旨から見て、一つずつ分離された質問かなという捉え方で、今町長も回答を行っているところでありますので、当然に先ほど議事録の取扱いについては、町長も会議に参加されているわけですよね。必要があれば、やっぱり言われた政策提言を課長連中を集めて討議して予算に反映していくか、当然に町民からも要望もあるわけですから、陳情、要望書、そこら辺りもやっぱり検討して、町としては方向性を決めるような予算を編成するということになります。だから次からは、できましたら、そのような具体性を持った質問をしてくだされば、ちゃんとした回答ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　今副町長からそういう御指摘がありましたけれども、最初、私が前提条件という形でこの三つの関連性の中で議事録について今日は話を追求していこうかという話で、前提条件で話したところです。だからこのやり取りの在り方というのはいろいろ考え方がありますけど、私が求めているのは、町長の気持ち、町長の思いという、それを差しで話

したい、それを皆さん来てくださっている方々に見てもらいたいというのが私の本当の気持ちなんですよ。だから事前に準備されたもの、事前に通告されたものに対してぴしゃっと回答して準備していく、それも一つのこの一般質問のやり方でありますけれども、もう一つのやり方は、やっぱり差しでやっていく部分もあっていいのかなと思います。

だからそういう形で今日は今ちょっとやらせていただいているわけでありますけど、だから話を進めますけど、そういうところはそういうところで、これから留意していくところもあるし、でも差しでやっていかないといけない部分も考えていますので、そうしないと駄目ですよ、これ。だから、私の質問に町長全然答えてないじゃないですか、あんたは。

次に、話をちょっとまた進めていきます。だから手法と言いましたけど、議事録を町長これから読んでいくということでいいですね。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

さっきも言いましたけど、必要があれば読みますよ。目は通しますよ、必要があれば。

以上です。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

だから３月の一般質問で、読まない、読むつもりもないということだったから読んでないんでしょう、今までは。だからこれからは読むということをはっきり断言してくださいよ、ちゃんと。読んで政策論に反映していくということを町長、言わないと駄目ですよ、この場で。だから議事録を読んで、必要とあらばじゃないんですよ。読まないといけないんですよ、これ。だから議事録を読むということで、町長いいですね。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

先ほども答えましたが、必要があれば見ますよ。

以上です。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
何でそんな答えしかできないのか、理解できません。読むと言えばいいんですよ。何で必要とあらばですか。必要がなかったら読まないということですか。行政の根幹ですよ、これ。でないと話が進みません、今日の本会議は。読みますと言えばいいだけの話ですよ、どうですか。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
私が読んだ、読まないで、行政は止まっていますか。止まって進まないのはあなただけじゃないですか。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
もうおかしな方向に行き出しましたね、いつものことですけど。

議　長（田之畑）
ちょっと瀬戸山議員、暫時休憩して、議運の皆さん、ちょっと集まってください。

休　　憩　午前１１時０４分

再　　開　午前１１時１５分

議　長（田之畑）
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
じゃあ、通告ではないという話ですけど、この今の議事録のことについて、今深みを持ってやってるから、通告内容にないような形だっていうふうに思われても仕方がないんですけれども、今日はその深みを持って深く追求、追求という言葉を最初に言いましたけど、そのつもりです。
じゃあ２番と３番について、前、同じことを言ってるということでした。だから議事

録を読んで、町長はこの二つの件についてどう取り組んでいったかということのために言ったんですけれども、だからその地域包括支援センターと社会福祉協議会、さっきの答弁は、ただ答弁書を読んで、一般論を唱えただけです。具体的にどういうことをやったかということを聞いているわけですから、どうですか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　先ほども申し上げましたけれども、地域福祉の向上には、双方の業務理解があった上で連携し、協働することが不可欠であることは考えているところでございます。今後は、双方の業務を理解し協働していくためにも情報共有の機会を持つなど、お互いの役割の再確認、分担等を検討して、連携を図っていくことも必要ではないかと考えております。
　社会福祉協議会と包括支援センターの連携・協働を推し進めることによりまして健康で生きがいとふれあいのあるまちづくりの基本理念に基づいた各種福祉サービス事業の施策を実施し、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。
　以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　さっきも言いましたけれども、そんなことを聞いているんじゃなくて、具体的にどう動いていくのかということを聞いたんですけど、先に落としどころを、さっき前提条件で言わせてもらいましたけど、議事録を読んで、そのことについて、包括支援センター、社会福祉協議会、そういうところに行って、町長がヒアリングでもしたかということなんです。自分で動いたかということなんです。町民の皆さんから、そういう話を自分で、足を運んで聞いて、そこに瀬戸山が言ったそのことに関して、自分がじゃあ、どういうふうな判断をして、町民の皆さんから出ている不平、不満について、自分が対応していったかということです。だから落としどころというのは、今ここで議事録を読む方向性で多分考えてくれていると思いますけど、議事録を読んだ上で、今言ったことを具体的にやっていく。自分で足を運んで動いていく、そういうことじゃないですかね。
　じゃあ、３番、危機管理について。
　これも何度も言ってることです。電気がストップした場合に、水道とパイプラインがどうなるかということについて、そのことも質問しました。町長はその件でどういう動きをしましたか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）

議員おっしゃるこの電気がストップした場合、水道、パイプラインのことですが、もうあなたはもう４回目です。それこそ私が答弁したことを議員はそれこそ議事録を読まれたと思います。同じことをまた言わせてもらいます。もう４回目です。

令和４年６月議会におきましても答弁させていただきましたが、町の水道事業で管理運営している各施策につきましては、停電時には非常用発電機に切り替わるような運転稼働を行っている状況でございます。緊急時、非常用発電機での稼働が一般的でありますが、ごく一部で蓄電池での稼働も行えるところもあるようでございますが、しかし蓄電池には耐用年数がございまして、一定期間使用したものは交換が必要となってくるため、ランニングコストがかかることから、本町も含め、多くの自治体では、非常用発電機での方式を採用している状況でございます。

また、電気、化石燃料とも供給されない不測の事態を想定した場合、発電施設等の工事につきましては、多額な費用を要することから、水道事業の運営上、慎重に検討していかなければならないと考えております。

また有事等の不測の事態には、肝属地区２市４町で構成されます肝属地区水道協議会におきまして、市町村間で連携を行う災害協定を結んでおります。さらには、日本水道協会など関係機関の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

一方、水利、水路、揚水機場、パイプライン等を含む農業水利施設につきましては、林田土地改良区が維持管理運営を行っていると承知しております。

議員お尋ねのことについて、林田土地改良区にお聞きしましたところ、揚水機場には、停電時の非常用発電機は常備していないということであります。しかし、中長期的な停電が発生した場合には、大型の発電機を設置して、排水を行うことは可能であると確認しております。

また、町といたしましては、不測の事態が発生した場合、水稲の生育等に影響が出ないように対策を講じるよう、関係土地改良区に周知や指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

今そういう答えは、今回初めてですよ。だから、もうそのことも４回言ってるということですけど、じゃあ、パイプラインに発電機がない、止まってしまったらどうするんですかというと、あなたが、じゃあ何かそういう指示をしたんですか、土地改良区に。いつですか、それ。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）
　このパイプラインについては土地改良区の問題です。それは私は指示できません。土地改良区が指示するんですよ。水道は町ですけれども。パイプラインは林田土地改良区です。
　以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　土地改良区にも町が存分に関わっている部分が大きくあると思います。いつも言ってるように、烏帽子、前牟田、川西、池之原、水が足りません。このことも何度も言っています。あなたはどのように動きましたか、土地改良区に。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　私が動く前に土地改良区が動いております。停電のときも。
　以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　だからいつも話がこうしてかみ合わないんですけどね。首長がリーダーシップをして、何年も前から水が足りない。何で土地改良区にだけそんなことを言うんですか。首長の権限として、首長の権能として、そういうことをちゃんと言っていける町長じゃないと駄目ですよ。何年同じことを言ってます、じゃあ。進んでないんですよ、水が足りないというのは。何年前から言ってます。皆さん、不満たらたらですよ、本当に。今度も１，６００円、さっき牧原完治議員が言ったように上がってる。そこは町長の務めだと言いたいんですよ。だから、パイプラインについても今初めて聞きました、発電機を設置するの何のというのは。今、発電機も急にはありませんよ。河川の増水対策で今ほとんど出払ってますよ、発電機も。その辺もちゃんとチェックしていくことが必要なんじゃないですか、危機管理としては。
　そして次に②にいきます。食糧危機に対して。これは認識論になってしまいますけれ

ども。

先月、５月の頭に農林水産省が出したのが、食料増産命令という項目でした。この食料増産命令について、町長知ってますか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

そのことはまだ通知をいただいておりませんが。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

このことも通告にないと言われれば、それまでの話ですけれども、もう１か月前からニュース、いろんなマスコミで言われております。食糧不足、つまり不測の事態が起きたとき、農林水産省は強制力を伴った物流の調整、そして強制力を伴った価格統制、強制力を伴った農作業の指示とかそういうことを農林水産省は打ち出しました。こういう情報は早く受け止めておくべきじゃないかなと思います。もう１か月前から言ってます。そのことでもって、みどりの食料のシステム戦略についても、もう前々から言ってますけど、この２番についての質問に答えてください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

世界的に食糧不足のあった際、町単独ではどのような対策を講じても、効果は不十分になると考えております。重要なのは、そのような状況状態を未然に防ぐことであり、そのために国際的な協力体制をつくり、フードロスの解消、新たな食料の開発、さらなる生産技術の向上などに各地域で取り組むことが重要であるだろうと考えております。

その中で、本町を含めた農業圏では、国際社会における食糧不足、日本国内における食糧不足、どちらに対しても、そのような事態が現実とならないためにも、持続可能な食糧の安定供給や自給率向上に資するために、担い手の育成・確保や農地の集積、集約化等による国内生産基盤の維持・強化を行うとともに、国産飼料の増産、利用拡大による飼料自給率の向上、加工、業務用需要や海外需要への対応、そして食育や地産地消などの消費面の取組を推進していくことが重要であると考えております。

繰り返しになりますけれども、食糧危機問題は、本町のみならず世界規模での問題であり、国や県、関係機関団体と一体となって乗り越えていかねばならないものでありま

す。その中で、本町が果たすべき役割と責務を町民の皆さんとともに果たしていければと考えております。

また、食品廃棄物の削減とリサイクルを進めていく上で、食糧不足への対策としても重要であるだろうと考えております。

また、食育の推進、食糧の普及や啓発活動を通じて、地域住民の食の知識や食文化を豊かにすることが重要ではないかと考えております。

また、食育の推進におきまして、地域の食品への関心や、支持を高め、地産地消や地域資源の活用を促進することができると考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

答弁書そのまま、一般論そのままだと思います。じゃあ、具体的にどう動いていけばいいのかということを今日は問うているんであって、議事録を基にですね。だから電気の問題にしても、この電気の問題も何度も言っております。農業用水を使った発電システムについてもいろいろ私が調べて提言しました。それで５月１９日、全国農業新聞、農業用水路で小水力発電、これは肝付町も取り組んでおります。このことについても町長は、そのとき東串良には適していませんと、一言で一蹴されました。自分自身でネットで調べたり、肝付町に小水力発電を見に行ったりとか、自分で動きましたかということを言いたいんです。５月１９日付の全国農業新聞、あなたの目の前に置いてありますよ、読まれましたか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

それは、ちょっと目を通しましたけれども、以前おっしゃいました土地改良区の水を使った発電ができないかということでしたけれども、それは肝属川にそれをつければ別でしょうけれども、しかしそれだけの落差があるかということもまた大事だろうと思っております。それだけの落差がないことには、発電もしないだろうと思っております。ただ、大雨とか、そういうときを考えたときは、どっちかというと、東串良は、流末処理の我が町ですけれども、肝属川がそれだけ水量があればいいですけれども、常時あるわけではございませんので。それと高隈ダムも準備しております。それと大潮になるとまた柏原海岸の潮も満潮で逆流してくるような状況でもございますので、そういうときを考えて、それは林田改良区が考えれば別ですけれども。

以上です。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　そろそろ時間がなくなってきますけれども、今これを読まれたと言いましたけど、読んでどんな感想を持たれて、何をどういうふうにしようと思いましたか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　そこまで中身は見れませんでした。あなたに答えれば、見たと言えば、また中身を突っ込んでくるし、見ていないと言えば、見てないじゃないかという、そういう堂々めぐりですので、もうこれ以上は私は控えさせていただきます。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　最後に一言、こんなレベルでしか話ができない。本当残念ですね。
　以上で終わります。

議　長（田之畑）
　それでは、ここで暫時休憩します。

休　　憩　午前１１時３２分

再　　開　午後　１時００分

議　長（田之畑）
　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
　一般質問を続けます。
　２番　小川香織議員の発言を許します。
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　本日最後の質問になります。全て大事なことですので、前向きに御検討いただき、答弁願います。
　まず初めに、本町独自の緊急経営支援対策の実施について質問いたします。

まずは、物価や飼料の高騰、子牛の競り価格の低下など、畜産経営の現状を踏まえた町独自の支援対策は講じられないか尋ねます。具体的に、肉用子牛出荷価格支援、肉用牛繁殖経営継続支援、新規就農者経営継続支援、経営安定対策、酪農経営支援など、現在、本町や県、国、ＪＡなどで行われている支援を把握した上で、町で行われていない行う必要がある支援について講じる考えがあるかも併せて尋ねます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

世界的な物流の混乱やロシアのウクライナ侵攻による円安等による燃油や肥料、飼料等、生産資材の高騰などに伴いダメージが大きく、多くの生産者の皆様方が厳しい状況に直面しております。現在、国の支援事業といたしましては、飼料の高騰に対し、１月から３月期に、配合飼料価格安定基金といたしまして、トン当たり９５０円が補填されました。これとは別に、配合飼料価格高騰緊急特別対策により、トン当たり８，５００円が補填金として交付され、本町では、農協取引分だけで１，３３５万６，０００円の補填がございました。昨年度については、和牛子牛生産者に対しまして、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業といたしまして、昨年９月から１０月、子牛競り市出荷分について、１０６件に対しまして、５２４万円が交付されております。本年度は、和牛子牛生産者臨時経営支援事業といたしまして、令和５年１月から１２月に販売される子牛を対象に、子牛の販売平均価格は、発動基準６０万円を下回った場合に、販売頭数に応じて支援交付金平均価格と発動基準価格との差額４分の３が交付される見込みでございます。

また、酪農経営者に対しましては、鹿児島県酪農農業協同組合によります入荷が対前年比１０８％ほど上昇していることと、飼料高騰対策を行う見込みであると聞いておるところでございます。

また、本町の経営継続支援につきましては、基盤強化を図るための町単独事業であります東串良町農林漁業振興支援補助金により、新規就農者や認定農業者等が新規に導入する資機材、施設整備、機械器具やスマート関連機器等の整備について補助金を交付しております。他方、昨年度は、町独自の一次産業資材等支援交付金により、農業者、漁業者及び養鰻業者３４４戸の皆様方に３，２１０万円を交付させていただきました。

今後、本町の取組といたしましては、各種団体等の意見も参考にさせていただき、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

子牛を競りに出すまでの餌代が約４０万円かかり、設備投資などの費用を含めると採算ラインは６０万円という記事を見ました。その中で、令和５年５月２２日から２３日に行われた鹿児島県、しかも肝属市場で行われた子牛の平均価格は４９万９，８６０円でした。平成２８年の鹿児島県子牛平均価格７８万円台をピークに年々毎年前年比から５万円以上下がり続けています。平成２８年の子牛平均価格から現在の平均を見ますと２９万円、約３０万円近くの値が下がっています。採算ラインが６０万円の中、平均競り価格は４９万円台、これでは採算が取れません。平成２８年から約３０万円も値が下がっている中でも、身を切りながら事業経営を存続する経営者の方々に、先ほどいただいた町の単独事業、また国・県の事業もありますが、ほかにも３０万円の部分を補填するような町独自の事業計画を考えてほしいと思い、質問しております。２０１７年第１１回、２０２２年第１２回全国和牛能力共進会で鹿児島黒牛が日本一となり、東串良の畜産経営の方々のこれまでの努力や技術が認められました。２０２０年、日本でコロナが流行し、外食産業の需要低下なども重なり、大変苦しい状況にある中、東串良の誇れる産業、ブランドとして、経営者の方は頑張ってこられております。関係機関と連携を図りながら足並みをそろえて取り組んでいくという３月議会の同僚議員の質疑に対して町長のほうは答えていただいておりましたが、危機意識を持って取り組む必要があると思います。酪農経営も同様です。本町の誇るべき畜産業の支援等、生産者の負担軽減を図るために、再度、緊急支援対策の実施が必要ではないかどうかを検討し、講じていただきたいと思います。

ふるさと納税額も増額しております。その増額された寄附額により、支援は可能だと考えています。技術継承も含め、大切な東串良町の生産者の支えとなる事業を頭数１頭当たりの金額でよいので掲示し、支援をしていただければ経営されている方も負担が軽減されると思います。

ふるさと納税の事業は、永年続く事業か定かでない中、基盤産業の強化、支援は重要なことと考えますが、町長、今の畜産経営の現状を鑑み、また経営者の置かれた悲痛な現状を踏まえ、少しでもよいので町単独の事業をさらに講じる考えはありませんでしょうか。例えば、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金、これは令和３年、東串良町メロン農家応援給付金として報告されております。これを原資として、生産農家、また畜産経営者に対する補助もできるのではないかと考えるのですが、この点についてもお答えください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

和牛も、ちょうど今、各支部の振興会の総会がございまして、その中で支援事業というものもあらゆる６項目ほど支援事業がございまして、こういうのもありますよということを説明いたしました。そういう中で、ちょうど今踏ん張りどきですので我慢してくださいということで、今、農家さんには支援は支援でやりますけれども、頑張ってくだ

さいということでお願いがちょうど終わりまして、土曜日に全部６支部が終わりまして、そしてちょうど和牛振興会とか、和牛の農家さんのＷＣＳの植付けも終わりまして、これはぜひ確保してくださいということでお願いしまして、これが今、飼料物価高ですので、ぜひ飼料は確保できる体制が整えば大丈夫ですのでということでお願いいたしております。今、支援事業について御答弁したとおりでございます。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。単独事業として検討するという答弁をいただきました。ただ、今踏ん張りどきだから頑張ってほしいという経営者の方々に負担を強いる、また頑張っていただくというのではなくて、例えば町として、国や県に要望を行っていただくなども検討させていただいたらよろしいのかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

国・県に対しましても、こういう危機というか、燃油高騰、飼料が上がっているということについては伝えてございますので、そのうちに支援策が示されるだろうと思っております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。ぜひ、国や県に要望を行っていただき、支援が始まったら、すぐ今一生懸命頑張られている経営者の方々に情報を流していただきたいと思います。また、支援につながることがなければ、町として再度国や県に要望を行っていただきたいと思います。

次に、農林水産業及び商業、サービス産業における支援について意見を交換できる場を計画し、現状を踏まえた上で、ニーズに応じた支援が講じられないか尋ねます。

これは、２０１９年以降、コロナ禍により、町長と語ろう会が開催されていない。また委員会などの開催も書面など自粛、規模縮小、中止傾向にあったのではと想定する中、さきに講じたように、原料価格の高騰、需要の低下など経営の大変困難である中、きち

んと事業者の声を確認して支援が講じられてきたのか。また、国や県などが示す支援だけでなく、ここ東串良町における事業者が必要とした支援が行われていたのかを行政として評価し、答弁願います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　昨年度は、農林水産課で、町独自の一次産業資材等支援交付金を実施いたしましたが、本年度も一次産業資材等支援交付金の第二弾ということで各関係課と協議させていただきました。
　結果といたしましては、公平性の観点から、町民全員に支援が届くようにということで、プレミアム付商品券及び第５次えがお支援給付金での支援と決定されたというところでございます。
　先ほども答弁いたしましたが、農業者及び漁業者の皆様方には、町単独事業であります農林漁業振興支援補助金において、経営安定、経営発展の一助になりますよう、有効に御活用いただきますよう推進を図ってまいります。
　商業、サービス産業事業者に対する支援策についてでありますが、町商工会では、例年、経営改善普及事業が実施されておりまして、講習会開催による指導や経営、金融、税務等に関する経営指導員などによる指導、また金融あっせんなどが行われております。このような場を商工事業者の方々も大いに活用していただきたいと思っているところでございます。
　また、町におきましては、本年度も物価高騰などに伴う生活者、町内事業者への支援策といたしまして、１万円で２万円の商品券を購入できる１００％のプレミアム付ルピノン商品券発行事業を実施いたします。事業総額２億円となりますけれども、商工、サービス事業者への経済効果、雇用、事業継続の対策となります。さらには、国の物価高騰の負担感が大きい低所得非課税世帯への１世帯当たり３万円支給の関連予算が今回の一般会計補正予算に計上しておりますが、課税世帯であっても、物価高騰などのあおりを受けて、家計への影響もあることから、課税世帯へも町単独事業といたしまして、非課税世帯同様に１世帯当たり３万円を支給すべく、第５次えがお支援給付金事業関連予算も今回の一般会計補正予算に計上したところであります。
　課税者の中には、多くの商工業者も含まれていると思われますので、商業、サービス産業関係の方への支援にもつながると考えております。
　議員の商業、サービス産業に関わる方々への支援に対する考え方は十分に理解できますが、先ほど申し上げましたとおり、町商工会では個々の事業者ごとに金融あっせんも含めた経営改善のための支援事業が行われており、町でも全体的に幅広く平等性を考慮した上、商工事業者への経済支援策を講じていこうという準備を進めているところでございます。

したがいまして、議員がおっしゃるような形の支援策は考えていないところでございますが、手法は違えど、商工事業者への支援策といたしまして、町といたしましては、１億円以上の予算を投じて事業を推進していこうという準備段階でありますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。

今回の質問は、農林水産業及び商業、サービス産業における支援について意見を交換できる場を計画し、現状を踏まえた上でニーズに応じた支援が講じられないかという内容です。その点について意見を交換できれば計画せずに、現状を踏まえたニーズに応じた支援は行わないということでしょうか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

コロナもちょっと低くなったんですけれども、一般の普通の５類感染になったんですけれども、今のところはちょっと計画に入れておりません。その要望とかいろいろありましたら、また考えていこうという考え方でおります。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。

考えていないということはどういうことでしょうか。この支援対策の当事者の声を聞かずして予算を計上して事業計画を進めていくということでしょうか。コロナが第５類になり、比較的交流、また事業とか企画とかそういったものが再開されている中、何を理由にそういった会を開催しないとおっしゃっているのかお答えください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

しないと、今のところはそうでしたけれども、今後はそういう考えは持っていこうかなと思っております。今、議員おっしゃる、そういう聞かないでこういう予算を組んだのかとおっしゃると、またそれもあれかなと思っておりまして、これは聞いて、要望があればですよ、ここの要望があったからこういう予算を組んだんですけれども、それを聞かないで組んだのかと言われると、また私もちょっと意外なことだなと思っておりまして、それはまたそれとして意見を聞くことは計画に入れていこうという考えでおります。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。先ほどいろいろな制度について有効に御活用いただくと答弁されておりました。身を切りながら事業経営を存続する経営者の方たちに対して、有効に御活用いただくというような言葉で済ませてよいのか疑問に思います。ただ、現場の声を聞き、必要な支援を検討していく考えはあるという答弁をいただきましたので、また行政の評価を踏まえて今後の動向に注視したいと思います。

また、併せて支援内容や行政評価につきましては、やはり当事者の評価が重要だと考えます。こういう支援を受けるのは当事者です。そのため意見の収集や集約を行い、まず意見を聞く場を設けてからなんですけれども、そういったものを行い、本町における持続可能な経営支援の構築を図る上で、町民への公開プロセスも今後検討していただければと思います。

令和５年６月２日、食料安定供給農林水産業基盤強化本部資料に、食料、農業、農村政策の新たな展開方向案が出され、経営安定対策の充実が盛り込まれていました。農林水産業及び商業、サービス産業における持続可能な経営支援にこのように国などの動向を踏まえ、町として町内で頑張る経営者を支えていただきたいと考えます。適時、現場の声を聞く場を開催、検討し、また相談窓口の充実も図りながら一緒になって進めていただければと思います。

次に、介護について、質問いたします。

本町の住民記録、年齢別人口比集計表より集計基準日令和５年３月３１日時点にて、５５歳以上の住民は３，２３４名であり、町の全人口の５０．０１％を占めていました。平均年齢は５０歳となり、本町でも少子高齢化に伴う町の在り方について検討が必要です。

２０２１年７月、厚生労働省第８期介護保険事業計画の介護サービス見込み量などに基づく介護職員の必要数について、２０１９年では約２１１万人であるのが、２０２３年には約２３３万人、２０４０年には約２８０万人を見込んでおります。つまり介護支援の必要量の増加と、介護職員の需要の高まりは、今後も考えられるということです。

現在、本町を含むあらゆる施設において人材不足が叫ばれる一方で、働きたいのに、資格やスキルがなく、限られた職業への従事のみ選択される高齢者や若者が一定数います。年金受給額では生活が不安な方の就職支援、若者の流出の抑制や定住促進を図り、町としては安定的な人材の確保と収入増加による一般財源の確保、知識や技術の習得により、安心して働くことができ、収入の安定にもよる生活不安への軽減、生きがいづくりや健康増進、コミュニティ形成の構築にもつながると考えます。そこで介護資格取得にかかる費用の補助や支援を町独自の政策として行う考えはないか尋ねます。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　介護資格取得にかかる費用の補助や支援を行う考えはないかとの質問でございますが、本町におきましては、介護に携わる方が業務を遂行する上で最低限の知識、技術と、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる介護職員初任者研修の受講に対しまして、平成１４年度から東串良町介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱を設置し、介護職員初任者研修課程を受講する際に、それに要する費用、教材費、交通費、昼食代を除くの一部について３万円を上限に助成金を交付しているところでございます。
　また、鹿児島県社会福祉協議会にも、介護福祉士修学資金の貸付制度や介護等施設で働きたい方等に対する貸付制度もあるようでございます。
　前述の介護職員初任者研修受講料助成金につきましては、平成１８年には８件の申請がありましたが、年々申請者は減少し、平成２３年度の１件の申請を最後に近年は交付の申請がありませんので、このような助成制度の存続について周知を行い、地域福祉の増進のために介護資格取得の支援を行っていきたいと考えております。
　また、助成金交付要綱の設置から２０年ほど経過しておりますので、受講料の実態に応じた助成額の見直しが必要であれば、検討していきたいと考えております。
　以上です。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。今の答弁いただいた助成金というのは、県が行うものではなくて町独自の一般財源から出される補助事業でしょうか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　町単独事業です。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。町単独でそのような助成事業をされているということを聞き、またすばらしいことだと思うんですけれども、年々申請される方が少ないというのは周知不足だと思いますので、併せて周知を今後行っていただけるということでしたので、そこには力を入れていただきたいと思います。
　この資格取得において開催される研修先や期間、受講料が幾らぐらいか御存じでしょうか。先ほど料金の見直しについても検討しようとおっしゃっていたんですけれども、どの程度の受講料、資格取得においてお金がかかるかを御存じか教えていただければと思います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　福祉課長に答弁させます。

議　長（田之畑）
　福祉課長。

福祉課長（倉ケ﨑）
　お答えいたします。
　私のほうで把握しております自己費用につきましては、こちら相場がかなりありまして、３万円から１３万円ほどが相場であるという認識でございます。ただし、一般的な相場としましては、５万円から８万円ぐらいが妥当ではないかというような情報を得ております。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。研修事業主体で値段というのは違うと思うんですけれども、

先ほどおっしゃったような金額、またこの金額については、基礎研修、ホームヘルパー１級を持ち合わせていれば受講料も５万円以下というような例もあります。ただ、無資格になると１０万円以上かかるというようなところもあるそうです。

この補助事業、町のほうからは３万円補助していただけるということでしたが、例えば、本町における人材確保を考えると、介護現場の入職者に対する支援についてもどんどん積極的に取り組んでいただきたいと思います。県のほうが同じような介護職員人材確保対策事業をしております。これは起用に向けての対策事業なんですけれども、介護現場の入職に対する就業支援及び資格取得支援であって、補助率が２分の１です。支援されなかった残りの半額、またその２分の１を町が補助するというような新しい事業を計画し、支援対象者を町内在住者、または町内に移住を検討する方として、資格取得後は町内に勤務、または３年間町内に定住していただくなどの条件をお願いし、福祉サービスの充実を図る。そして働くニーズを解決できる政策にもなり得るのではないかと考えます。

これまですばらしい町単独の事業を展開されていたと思いますが、実際に実行された事業に対して、町に対する成果というか、町に対してもその方たちが残ってくださる。また町に対してのプラス面が大きいような事業内容も含めて今後考えていただきたいと思います。そういった点で今後考える余地があるかをお尋ねします。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

議員おっしゃるとおり、そういう情報収集をしながら対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。やはり残っていただくため、そして町内の方が生きがいを持ってやりがいを持って仕事をしていただくためにも、今後いろいろな事業計画についても、細部まで検討していただければありがたいと思います。

次に、在宅における家族等の支援時における介護スキル取得について支援を講じる考えがないか尋ねます。

これは少子高齢化の進む中、過疎化や核家族化、社会環境の変化に伴う生活様式の多様化により、住民同士の連携やつながりが希薄化しやすくなっていると聞きます。昔は家族で行っていた介護も子供や兄弟が近くにいない家庭も増え、１人で介護を担うケースが増えています。つまり、在宅での介護現場におけるＳＯＳが拾いにくくなっている

と考えます。

また、介護者も老老介護、これは介護する側もされる側も高齢である。主に６５歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟を示すケースとされ、認認介護、これは介護する側もされる側も認知機能低下、または認知症と診断されたケースを指します。

また、男性による初めての親や配偶者、子供の介護や仕事を抱えながらの介護など、介護する側の深刻な実態が問題視されています。特に、介護未経験者による介護疲れなどは深刻で、心と体の負担が懸念される中、今後も高齢化は進んでいくため、同様のケースが増加すると考えます。介護を行う方々に対する早急な対策が急務だと言えます。

また、介護に対する知識や技術を習得すれば、安心して介護が行えるだけではなく、予防できる皮膚トラブルやＡＤＬの確保、健康状態の観察、増悪予防など状態の変化に早期に対応でき、医療負担の軽減や在宅介護を継続することができるため、介護保険の使用も抑えられ、相談時にも何を相談すればよいか明確化できます。これは町にとっても、また介護を行う方にとってもメリットの高いものだと思います。専門的な資格取得だけではなく、基本的な介護知識の普及についても、町として取り組み、最後まで安心して住み慣れた自宅での生活が送れるよう、研修会などの開催を年に１回以上でもいいので講じていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか、お答えください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

在宅におきまして、介護の経験に乏しい方が御家族等の介護に直面した場合に不安を感じることに対しましての支援策を講じるべきではないかとの質問でございますが、在宅での介護は、介護する側、される側の精神的な不安や肉体的な負担は大変なものであるだろうと認識しております。そのような不安や負担の少しでも軽減につながるよう、スキル、ノウハウ等学べる場の提供といたしまして、介護職の講師を招いた講習会等の開催を検討できればと考えているところでございます。

また、介護はいつ始まるか誰にも分からないことから、急にそのような場面に直面し、不安になることも考えられます。早めに介護のことについて家族で話し合いを持つことも重要だと思います。そのための情報提供も行っていきたいと考えております。なお、家族等の介護でスキルやノウハウを備えた方は、地域にとって貴重な人的資源となります。

先ほど申し上げましたが、介護職員初任者研修課程の受講等へつなげるステップアップにより、人材不足とされる介護職や地域ボランティア等への活躍の場が広がることも期待するところでございます。

また、寝たきり高齢者等を在宅で介護している方に対し、介護者の心身の労をねぎらい、寝たきり高齢者等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的といたしまして、介護者福祉手当月額８，０００円の給付も行っているところでございます。

なお、御家族の介護について相談窓口といたしましては、包括支援センター、または役場福祉課で行っておりますので、御相談いただければと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今、答弁いただいたように、介護のような状況になるというのは、いつ起こるか分からないケースも多々あります。そのため、早めにすばらしい事業計画を検討されているのであれば、実行に移していただきたいなと思っています。

先ほど言った介護をされる方に対して、給付金も出していらっしゃるということでしたけれども、給付金プラス心の負担を軽減してあげるためにも相談窓口が福祉課にあるということでしたが、その相談窓口がどこか分からない方もいらっしゃると思いますので、相談される場所の情報提供とか、そういったものもしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援について質問いたします。

物価高騰などに直面し、特に影響を受けた低所得者の子育て世帯、ひとり親世帯以外に対し、その実情を踏まえた生活の支援として行われる子育て世帯生活支援特別給付について、支援対象者が定められており、住民税の非課税世帯、また事情により家計が急変し同等の所得水準となった世帯などが対象となっております。しかし、物価の高騰や収入の増加が見込まれない方など先行きの見えない状況は、所得に関係なく発生し、子供自身が収入のないことで、家計への負担額の増加は非課税、課税世帯変わらないと考えております。非課税、また所得に応じて税金や医療費の免除など様々な優遇措置があり、所得が大きい世帯は所得に応じた納税を行っております。子育て世帯の応援給付であるならば、所得制限を外した今回の給付対象者以外の子育て世帯に町独自の支援を講じていただきたいと考えていますが、この点についてお答えください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

現在、国の施策によりまして、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童１人当たり５万円の特別給付金を支給しております。対象者は、児童扶養手当受給者や、それ以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯となっており、本町で約１４４世帯、児童数で２９１名が対象となっております。児童扶養手当受給者は、県児童扶養手当受給者以外は、町が支給することとなっております。

さて、御質問の対象以外の児童数についてでございますが、令和５年４月末現在では、

７７８名でございます。予算額に置き換えると３，８９０万円となる試算でございます。
子育て支援施策については、現在、国においても議論されており、町独自の支援を講じる考えは、今のところ持っていないところでございます。今後も国の動向を注視していきたいと考えております。
以上です。

議　長（田之畑）
２番　小川議員。

２　番（小　川）
今答弁いただいた国の動向を注視し、今後進めていきたいということでしたが、もし仮に国のほうが対象者以外の支援というか、給付のほうをされないということでしたら、町としてはどのような働きかけを行うか、お分かりでしたらお答えください。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
先ほどお答えしたんですけど、非課税、課税世帯関係なく３万円を給付するということで答えさせていただきましたが、そのとおりでございます。
以上です。

議　長（田之畑）
２番　小川議員。

２　番（小　川）
では、国の動向関係なく、その３万円のほうを町単独として事業を行うということでしょうか。

議　長（田之畑）
副町長。

副町長（大　園）
今の件ですが、一応町としましても今回国がこのような５万円の給付を決めたところでありまして、できましたら町としても国が一律平等に交付してくれたらなと考えているところでありますが、今回については、このことも加味しながら、また今度国が非課税世帯について３万円の支援を行うということを決定したことを受けて、町としてもこの３万円については、課税世帯についても同じくいろいろと物価高騰にあえいでいる現状がありますので、今回は一応補正に予算を計上して、この部分だけの支給については

平等に行うということで考えているところであります。だから５万円の分については、ちょっと今回はまだそういう検討までしなかったということであります。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。令和３年に施行された子育て世帯への臨時特別給付は、子育て世帯について国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から児童を養育している方の年収９６０万円以上の世帯を除き、０歳から高校３年生までの子供たちに１人当たり１０万円相当の給付が行われると言われておりました。今回３万円の給付の支援のほうを行われるとおっしゃっていましたけれども、まだまだ厳しい現状が続く中、子育て世帯を力強く支援し、給付額が少なくてもその未来を切り拓く支援を町独自として検討していただけるよう、今後に期待し、次の質問に移ります。
　子ども・子育て支援について、ニーズ調査の実施と、相談窓口にＬＩＮＥなどの活用を講じることができないか尋ねます。
　これは、限られた財源の中、真に必要な子ども・子育て支援について、当事者の意見を取り入れた政策の実行につなげていただきたいという願いから提言させていただいております。多様化する社会背景や家族の在り方において、国の支援だけでなく、本町に在住する当事者がどのような思いを抱いているのか、実態を確認して、真に寄り添ったサービスの提供を行っていただきたいと考えるからです。多様性に合わせて、誰もが気軽に確認し、利用できるアプリを使い、併せて相談窓口の利用手段として講じる考えはないか尋ねます。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　現在、本町の子ども・子育て支援施策につきましては、東串良町第２期子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を実施しているところでございます。この計画につきましては、令和２年度から令和６年度の実施期間であることから、令和６年度中に期間満了を迎え、次期計画を令和６年度中に策定する予定となっております。
　また、本計画の策定に当たっては、子育てニーズ等を把握するためのアンケート調査やパブリックコメントを実施する予定でございます。
　御質問にあるニーズ調査につきましては、本計画策定時におけるアンケート調査に合わせた形で実施したいと考えております。
　なお、相談窓口といたしまして、ＬＩＮＥとＳＮＳの活用につきましては、前述のアンケート調査の結果を踏まえて、対応を検討していきたいと考えております。現時点で

は支援策につきましては、町広報誌等でもお知らせしておりますので、お問合せ等は、相談窓口へ御相談いただければと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ＳＮＳなどを使った相談窓口、また活用については、アンケート調査を踏まえてから今後検討されるということでした。ただ、アンケート調査というのは、どのように家に届く、またその方たちに届いて、その届いたアンケート用紙をどこに出せばいいのか。質問の中にもありますように、多様化している社会背景の中、家族の在り方についても昔とは違って、なかなか時間がない、なかなか協力ができないというような現状も考えられます。パブリックコメントに関しても、町のホームページに掲載されているのではないでしょうか。ネットを使うとすればですね。そうなると町のホームページに自分たちがわざわざ行って、そこから内容のほうを打ち込んで出さないといけないということになります。ではなくて、働き盛りの御家族を支援するということで、負担のないような、そういうアンケート調査、実態調査、窓口の設置を考えていくべきではないかと考えています。もちろんアンケートを行って、今後考えていただけるという前向きな御回答をいただきましたので、とてもいいとは思うんですけれども、できたら子育て世帯に負担がかからない、そのような方法は何かないかというのを先に子育て世帯の方に調査なりをなさって講じていただきたいなと思っております。今おっしゃったように、アンケート調査を行ってからということでしたけれども、このアンケート調査は、一体いつ頃される予定でしょうか。

議　長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（倉ケ﨑）

お答えいたします。

東串良町第２期子ども・子育て支援事業計画が令和６年度に期間満了を迎えますので、次期計画を令和６年度中に策定する予定でございます。それに伴いまして、令和６年度中のアンケート調査になるかと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

令和６年、今５年ですよね。あと１年、保護者なり子育て世帯の方は、自分たちが町のほうに出向く、町のホームページにわざわざ行かないといけないような方法をとられるということですが、再度お聞きします。やはりこのニーズ調査、ＳＮＳを使った活用に関して令和６年まで待つではなく、保護者の負担であったりとか、より使いやすい相談窓口として、ＳＮＳ等を活用する考えはないか、町長にお尋ねします。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
今、福祉課長が答えたとおりですけれども、今後また検討させていただきたいと思っております。
以上です。

議　長（田之畑）
２番　小川議員。

２　番（小　川）
検討するということですと時期が不明になってしまって、いつまで待てばいいか分からなくなってしまいますので、できれば検討する際には、できるだけ早く、そして開催時期についてもきちんと具体的に提示していただければと思います。
次に、防災計画について質問いたします。
近年、大雨や地震の発生により多くの被害が発生しております。今後も台風や地震に対する対策を十分に検討し講じていかなくてはなりません。
そこで、これまでの災害に対する対策、支援、備えに対し、課題や意見等も含め、十分に見直し、協議したか尋ねます。
また、その後、住民へ広報、訓練、連絡など整備も含め講じているか尋ねます。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
お答えします。
東串良町地域防災計画の見直しについては、適時、東串良町防災会議を開催し、協議の上、計画の見直しを行っております。
主な内容につきましては、県地域防災計画の変更に伴う見直しや町南海トラフ地震防災対策推進計画、町災害廃棄物処理計画、並びに町避難所運営マニュアルの策定に伴う見直しでございます。
また、町地域防災計画の見直しではありませんが、避難所の運用といたしまして、新

型コロナウイルス感染症が猛威を振う中では、避難所運営の在り方などについて協議を行い、パーティションの購入や、新型コロナウイルス感染症専用の避難所を設けるなどの対策を講じたところでございます。

併せて、役場庁舎北側に役場別館といたしまして、防災庁舎を建築し、非常用備蓄倉庫を整備し、現在、災害対策本部機能システムの構築を進めているところでございます。６月中の運用開始を目指しております。この防災庁舎の運用が始まれば、住民への円滑な災害情報の発信や、備蓄物資の貯蔵が可能になり、備蓄物資については計画的に購入したいと考えているところでございます。

なお、住民に対しましては、町広報誌を通じて周知を行い、各自主防災組織において実施する訓練や毎年１１月に実施する津波避難訓練、先月実施いたしました町総合防災訓練による洪水対策訓練により、各関係機関も含めた連携を図っております。今後も防災訓練や防災教育等を実施し、より一層、防災意識の向上を図ってまいります。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた訓練に関して、これはどなたに向けての訓練でしょうか。例えば、先日行われた防災訓練、津波を想定した、洪水ですかね、洪水を想定した訓練とおっしゃっていましたけれども、場所が川ではなかったでしょうか。もちろん関係機関の訓練ということでは、そのような訓練場所で実施するのはいいと思います。しかしながら、本当に実際に洪水、また津波などがあったときに、町民がその訓練を生かして逃げることができるのかどうか、自分たちの命を守れるのかどうか、ソフト面に関する行政としての訓練、サポート、そして振り返りなどが必要であるべきではないかと考えております。避難所に、前一度お伺いしたことがあります。その際にやはり避難所の問題というものがありました。駐車場やトイレの問題、また停電時、停電があったときに、皆さんが何が困ったか。情報が取れないということです。庁舎では電源があったので、携帯のほうに充電される方もいらっしゃったと思います。しかしながら、電気が通っていない町民の方たちは、何日も情報難民として困ったというような声もお聞きします。そういった面で、どのようなサポートが町のハード面で必要か、また何かあったときに自助・共助という言葉をお聞きしますが、その自助・共助を発揮するためのサポートとして、行政が何を行うべきか、そういったものを講じて見直しには議員、町民、専門家なども含めていろいろな意見を出し合って見直していただきたいと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）
　総務課長を通じて説明させます。

議　長（田之畑）
　総務課長。

総務課長（江　口）
　確かにおっしゃるとおり、いろんな情報を交換しながら、そしてまた専門家の意見も聞きながら、防災計画の中に生かしていきたいというふうに思っておりますが、防災計画の中には、ほぼ網羅した形で適時見直しを行いながら、記載させてもらっているところでございます。
　それと付随いたしました防災倉庫も令和４年度でしたか、各小中学校に設置いたしましたので、その中には、もちろん発電機諸々、投光器、扇風機も備えているところでございます。今後は、先ほど町長が申しましたとおり、備蓄品も含めて、そういう電気、あるいは毛布とか、そういう部分も含めてちょっと整備していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。
　以上です。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。行政としてハード面もですが、ソフト面の強化、支援に対しても力を入れていただきたいと思います。
　次に、使いやすい庁舎整備について確認します。
　これまでにも何度かお願いしてきましたが、本町庁舎内に授乳室やベビー室はありますか。ありません。隣の保健センターはどうでしょう。乳児健診で利用されることも多い中、ベビーベッドは設置されていますが、授乳室やベビー室というようなものはつくられていない。
　女子トイレへの生理用ナプキンの設置をお願いしてきましたが、男性のトイレにもサニタリーボックスの需要が高くなっています。設置はされておりますでしょうか。
　トイレへの通路が暗く、表示板も見にくい、また子供が１人で入れない、怖い、ドアが重い、補助便座の設置がない、手を洗う場所が高くて小さな子供では蛇口に手が届かない、同伴する保護者がついて行っても、子供が小さければ手荷物も多く、子供の手を洗う際に手が届かないので子供を抱きかかえなければならないけれども、荷物を置く場所がない。
　多くの公共施設でフリーＷｉ－Ｆｉが設置されているところが多いですが、本町はいかがでしょうか。多様性に応じた職員の配置等施設整備が必要ではないでしょうか。

防災施設の新設に伴い、優先駐車場が保健センター側に移りました。であれば、窓口の場所を移動し、優先駐車場が見える場所に移動するべきではないでしょうか。

手話や外国語の対応体制は必要ではないですか。

また新たな喫煙所の設置、防災施設新設により取り壊された駐輪場の代わりに新しく駐輪場が設置されていますが、屋根がない。利用者のことを考えて設置されていらっしゃいますか。駐輪場や駐車場への屋根の設置など、利用者の視点に立って早急に整備を講じていただきたいと考えておりますが、町長、この現状をどう考えるか、お答えください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

庁舎には、多様な来庁者がおり、皆様が使いやすい施設であるほうがいいことは理解できます。しかし、全てを整備するべきかと考えると、特に改修や工事が必要な件につきましては、需要と予算を見極めていくべきかと思います。

御質問について、個別具体を幾つか申し上げますと、授乳室については設置していません。特に乳幼児の健診の際に、年に数回求められることもありますが、その際には、空き部屋等を利用していただいております。不足はないものと考えております。総合案内で求められたケースもありませんが、休憩室等を臨時的に開放する方法も考えられます。おむつ交換台は、住民が特に利用する１階及び２階の多目的トイレ内に計２台と、保健センターにも設置してありますので、不足はないものと考えております。

サニタリーボックスは、現在、全ての女子トイレに設置してありますけれども、今後、男子トイレへの設置を検討していきたいと思っております。

子供の視点に立ったトイレにつきましては、さきに述べた多目的トイレに関しては、親子での入室に十分なスペースがあります。ただし、小さなお子様が１人で使用するには、子供用便座など不十分な面もありますので、検討していきたいと思っております。

また、多目的トイレの表示については、誰もが使えるトイレとして表示しておくことも大切だと考えられ、併せて検討いたします。

喫煙所の設置につきましては、健康増進法によりまして、公共施設の敷地内は原則禁煙となっておるところでございますが、現在、各フロアの屋外ベランダ３か所と、地下駐車場外の１か所を特定屋外喫煙所として設けているところでございます。現在のところ、新たな設置は計画しておりません。

駐輪場につきましては、現在、玄関南側に設置しております、ひさしを屋根として利用していただいております。駐車場の屋根につきましては、特段の検討はしていませんが、雨天時には正面玄関、ロータリーを御利用いただければ、ありがたいなと思っております。

Ｗｉ－Ｆｉ利用につきましては、政府の携帯電話料金値下げ政策等により、大容量の

データ通信を安く使える格安プランもあることから、数十分の使用であれば、Ｗｉ－Ｆｉを利用しない方も多く、大人数での使用により、通信速度が遅くなる場合もありますので、庁舎内Ｗｉ－Ｆｉの一般への開放は実施しておりません。ただし、防災等の観点から必要な場合は、随時対応していきたいと考えております。

多様性に応じた職員の配置につきましては、福祉課や住民課職員を中心として来庁された住民の皆様の特性に応じた対応はできるものと考えております。

以上、個別具体も含めての答弁となりましたが、費用対効果を見ながら、必要に応じた整備を検討していきたいと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

庁舎は誰のものであるか、複合施設を検討する前に既存の施設の在り方について考えるべきではないでしょうか。その部分がしっかりと整備されずに箱物への予算検討計画を進めるのは違和感を感じます。もう少ししっかりと今町民が使用している公共施設の整備に力を入れていただかないと住民の納得は得られないと思いますが、今後そのような点について、前向きに検討して整備を進めていただきたいと思います。

最後に、予算の評価制度について尋ねます。

今回予算が伴う政策提言をさせていただきました。これまでも執行部より予算を伴う政策提言に対しては予算がないとの発言から幾つかの案件が見送られてきたと思います。財源の確保としては、国や県などの支援や補助事業、または稼ぐ力の促進、既存の事業の見直しなどがあると思いますが、議会は監視機能があるものの見直し、規模縮小、廃止において十分な情報を個人の見解ですが受け取りにくいと感じています。また、予算は町民のために使われるものであり、議会の判断と行政の執行が適正かを含め、町民が判断できる仕組みを持つ必要があると考えます。そのため予算について適時評価を行い、事業の継続・更新についてはっきり評価できる体制が必要だと考えます。

横浜市では、単年度に特化した事業見直しを中心に検討する従来型の執行から脱却し、歳出改革に取り組み、財源を創出したと書かれておりました。持続可能な町政運営を進めるに当たり、予算の評価制度について、ＰＤＣＡサイクルがうまく機能し、施策の優先づけと政策の見直しが行われているか尋ねます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

本町では、町の振興計画や過疎地域持続的発展計画等の様々な計画があります。この

ような計画の下、予算化し、実行しております。しかし、国や県の突発的な政策に伴う事業や、緊急的な事態が生じた事業等により、必ずしも計画に沿った事業の実施ができない場合もございます。そのような場合は、補正予算等で予算化し、議員の皆様方に議決いただいた上で事業を実施しております。

また、事業の確認については、毎年度、過疎計画等の各種計画の進捗状況を確認し、課題や問題等があれば、必要に応じた事業の見直しや、改善点を考慮し、計画変更を行っております。

議員の質問にあったように、可能な限り優先づけを行い、事業を進めさせていただいている一方、限られた予算の中で、義務的経費を優先しながら、投資的、継続的事業を進めている状況でございます。

以上です。

議　長（田之畑）

それでは、時間が参りましたのでよろしいですね。

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

ここで執行部につきましては、退席となります。

休　　憩　午後２時００分

―――――――――◇―――――――――

再　　開　午後２時１０分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～

◆　日程第２０　発委第３号　防災・減災特別委員会の設置に関する決議

◆　日程第２１　発委第４号　デジタル化推進に係る調査特別委員会の設置に関する決議

◆　日程第２２　発委第５号　複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議

議　長（田之畑）

日程第２０　発委第３号　防災・減災特別委員会の設置に関する決議から日程第２２　発委第５号　複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議までの３件を一括議題とします。

各件について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長　児玉勇治議員。

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

ただいま議題となりました、発委第３号　防災・減災特別委員会の設置に関する決議について説明いたします。

地震・津波・台風等の自然災害による一次災害や二次災害を極限に抑えるための対策や、交通災害を引き起こさない道路整備対策等、住民の安心安全につながる住生活環境の向上に係る政策を調査するため、防災・減災特別委員会の設置を提案するものです。

次に、発委第４号　デジタル化推進に係る調査特別委員会の設置に関する決議について説明いたします。

デジタル技術を活用した地域の課題解決と地方創生の推進並びに、手段としてデジタル化を推進することによる住民生活や行政サービスの利便性の向上、業務を効率的かつ公正に行うための政策を調査するため、デジタル化推進に係る調査特別委員会の設置を提案するものです。

次に、発委第５号　複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

町長の施政方針により、令和５年度一般会計において、複合施設に関する予算がつきました。このことにより、基本構想、基本計画が立てられることになります。議会においても、この複合施設の設置に関しては、注視していく必要があります。

そこで、あらゆる角度から複合施設の設置に関する課題と効果について調査するため、複合施設に係る調査特別委員会の設置を提案するものです。

以上、よろしく審議くださるようお願いします。

議　長（田之畑）

これから一括して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから一括して、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第３号　防災・減災特別委員会の設置に関する決議から発委第５号　複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議までの３件を一括して採決します。

お諮りします。

各件については、決議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発委第３号　防災・減災特別委員会の設置に関する決議から発委第５号　複合施設に係る調査特別委員会の設置に関する決議までの３件は可決されました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました防災・減災特別委員会、デジタル化推進に係る調査特別委員会、複合施設に係る調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、１番　上池勝彦議員、２番　小川香織議員、３番　児玉勇治議員、４番　瀬戸山譲一議員、５番　牧原完治議員、６番　西園貞美議員、７番　前田　隆議員、８番　上園ミキ議員、９番　宮地利雄議員、以上の議長を除く９名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、防災・減災特別委員会、デジタル化推進に係る調査特別委員会、複合施設に係る調査特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより防災・減災特別委員会、デジタル化推進に係る調査特別委員会、複合施設に係る調査特別委員会は、特別委員会ごとに委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は防災・減災特別委員会、デジタル化推進に係る調査特別委員会、複合施設に係る調査特別委員会を議員控室に招集します。

なお、年長委員は、前田　隆議員であります。

暫時休憩します。

休　　憩　午後２時１６分

◇

再　　開　午後２時３３分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

防災・減災特別委員会、デジタル化推進に係る調査特別委員会、複合施設に係る調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。防災・減災特別委員長に瀬戸山譲一議員、防災・減災特別副委員長に宮地利雄

議員、デジタル化推進に係る調査特別委員長に小川香織議員、デジタル化推進に係る調査特別副委員長に上池勝彦議員、複合施設に係る調査特別委員長に児玉勇治議員、複合施設に係る調査特別副委員長に牧原完治議員、以上のとおりです。

〜〜

議　長（田之畑）

　これで本日の日程は全部終了しました。

　次の本会議は、６月１４日午前９時３０分より会議を開きます。

　本日は、これで散会します。

散　　会　　　　午後２時３４分

令和５年第２回東串良町議会定例会（第２号）

開　　会　令和５年６月１４日　午前　９時３０分
閉　　会　令和５年６月１４日　午前１０時２５分

出　席　議　員　（１０人）

１番　上　池　勝　彦	２番　小　川　香　織
３番　児　玉　勇　治	４番　瀬戸山　譲　一
５番　牧　原　完　治	６番　西　園　貞　美
７番　前　田　　隆	８番　上　園　ミ　キ
９番　宮　地　利　雄	１０番　田之畑　　稔

欠　席　議　員　（０人）

会議録署名議員（会議規則第１２７条）

４番　瀬戸山　譲　一　　５番　牧　原　完　治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長　浜　屋　啓　子　　書　　記　清　瀧　美東士

地方自治法第 121 条の規定による出席者は次のとおりである。

町　長	宮　原　　順	住民課長	有　嶋　義　昭
副町長	大　園　保　広	企画課長	中　島　孝　一
教育長	金　久　三　男	まちづくり推進課長	上　原　　久
会計管理者	前　田　秀　一	農地課長兼農業委員会事務局長	上　野　勝　志
総務課長	江　口　勝　志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田　輝幸
農林水産課長	瀬戸山　雅　樹	社会教育課長	吉　留　潤一郎
福祉課長	倉ケ﨑　和　治	総務課長補佐	上　野　史　生
税務課長	西　田　博　文		
建設課長	寺　園　竜　二		

議　事　日　程　　別紙のとおり
会議に付した事件　　別紙のとおり
会　議　の　経　過　　別紙のとおり

議　事　日　程

日程第 1　議員派遣の件

日程第 2　発委第 6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

日程第 3　同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 4　同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 5　同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 6　同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第 7　同意第 9号 農業委員会委員の任命について

日程第 8　同意第 10号 農業委員会委員の任命について

日程第 9　同意第 11号 農業委員会委員の任命について

日程第10　同意第 12号 農業委員会委員の任命について

日程第11　議案第 24号 東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について

日程第12　議案第 25号 東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第 26号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第 27号 東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第 30号 東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約について

日程第16　議案第 31号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第 28号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）

日程第18　議案第 29号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算

日程第19　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第20　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会　議　に　付　し　た　事　件

日程第 1　議員派遣の件

日程第 2　発委第 6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

日程第 3　同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 4　同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 5　同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 6　同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第 7　同意第 9号 農業委員会委員の任命について

日程第 8　同意第 10号 農業委員会委員の任命について

日程第 9　同意第 11号 農業委員会委員の任命について

日程第10　同意第 12号 農業委員会委員の任命について

日程第11　議案第 24号 東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について

追加日程第1　発議第 1号 議案第24号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議（案）

日程第12　議案第 25号 東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第 26号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第 27号 東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第 30号 東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約について

日程第16　議案第 31号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第 28号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）

日程第18　議案第 29号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算

日程第19　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第20　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会　　議　　の　　経　　過

開　　　会　　　　午前９時３０分

議　長（田之畑）

　ただいまから、本日の会議を開きます。

　直ちに議事に入ります。

〜〜

◆　日程第１　議員派遣の件

議　長（田之畑）

　日程第１　議員派遣の件を議題とします。

　お諮りします。

　議員派遣の件は、会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

　お諮りします。

　ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

　御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

〜〜

◆　日程第２　発委第６号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

議　長（田之畑）

　日程第２　発委第６号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題とします。

　本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長　小川香織議員。
２番　小川議員。

２　番（小　川）
ただいま議題となりました発委第６号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書ですが、森林環境譲与税について林業に係る財政需要の大きな地方自治体及び地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能などの公営的な有する過疎地域、半島地域、離島地域に対し、特段の配慮がなされるよう、譲与基準の見直しを行うことを国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。よろしく御賛同のほうお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから発委第６号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま議決されました発委第６号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、そ

の整理を議長に委任されたいと思います。
　御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第３　同意第５号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
　日程第３　同意第５号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
　町長から提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　同意第５号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
　稲村照隆さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから同意第５号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
お諮りします。
本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第４　同意第６号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
日程第４　同意第６号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
同意第６号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
東串良町池之原２９１９番地１在住の木佐貫一孝さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第６号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第５　同意第７号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）

日程第５　同意第７号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

同意第７号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川西２７６１番地１在住の内村初子さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから同意第７号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

　お諮りします。

　本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本件は同意することに決定されました。

～～

◆　日程第６　同意第８号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）

　日程第６　同意第８号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

　町長から提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　同意第８号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

　東串良町新川西１３３２番地在住の櫻木孝二さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから同意第８号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
　お諮りします。
　本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本件は同意することに決定されました。

〜〜

◆　日程第７　同意第９号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
　日程第７　同意第９号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
　町長から提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　同意第９号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
　東串良町新川西５０７４番地在住の鶴丸千尋さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから同意第９号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

　お諮りします。

　本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本件は同意することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第８　同意第１０号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）

　日程第８　同意第１０号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

　町長から提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　同意第１０号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

　東串良町新川西４９３７番地在住の大村教男さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから同意第１０号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
お諮りします。
本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定されました。

～～～

◆　日程第９　同意第１１号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
日程第９　同意第１１号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
同意第１１号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
東串良町川東７６７番地在住の吉ケ﨑弘一さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから同意第１１号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
お諮りします。
本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第１０　同意第１２号　農業委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
日程第１０　同意第１２号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
同意第１２号　農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
東串良町川東４９４７番地在住の松留立美さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第１２号　農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

～～

◆　日程第１１　議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について

議　長（田之畑）

日程第１１　議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

本案に対しては、児玉勇治議員ほか８人から配付しております修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例に対する修正動議について御説明いたします。

修正の箇所でありますが、第３条組織及び任期のうち、町議会を代表するものを削り、各号を１号ずつ繰り上げるものであります。議会は、複合施設の設置に関し、あらゆる角度から複合施設の設置に関する課題と効果について調査するため、６月６日に複合施設に係る調査特別委員会を設置いたしました。議会は独自に設置した特別委員会で調査し、その結果を町へ提言していくことから、今回、町長から提案された東串良町複合施設建設検討委員会設置条例を修正するものです。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議　長（田之畑）

これより修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

まず本案に対する児玉勇治議員ほか８人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

議　長（田之畑）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま修正議決されました議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について、その条項、字句、数字、その他の整理を要する部分については、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてに対する附帯決議（案）の動議を提出します。

議　長（田之畑）

ただいま小川香織議員から、議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてに対する附帯決議（案）の動議が提出されました。この動議は１人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩します。

休　　憩　午前９時５０分

◇

再　　開　午前９時５３分

議　長（田之畑）

　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
　お諮りします。
　ただいま、配付いたしました、議案第２４号　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定についてに対する附帯決議（案）の動議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題といたします。

～～

◆　追加日程第１　発議第１号　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議（案）

議　長（田之畑）
　追加日程第１　発議第１号　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議（案）を議題とします。
　職員に発議第１号を朗読させます。
　事務局長。

議会事務局長（浜　屋）
　それでは朗読いたします。
　発議第１号。
　令和５年６月１４日。
　東串良町議会議長　田之畑稔殿。
　提出者　東串良町議会議員　小川香織。
　賛成者　東串良町議会議員　上池勝彦。
　以下、牧原完治、宮地利雄、上園ミキ、瀬戸山譲一、前田　隆、西園貞美、児玉勇治。
　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議（案）。附帯決議案を、別紙のとおり東串良町議会会議規則第１４条第１項の規定により、提出します。理由、東串良町複合施設建設検討委員会の委員の人選について、多様な声が反映されるように、適切な対応を求めるもの。
　別紙、議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議。
　東串良町複合施設建設検討委員会設置条例では、第３条において組織と任期が定められている。委員については町長が各号に掲げるものから委嘱するとなっているが、その

人選については、多様な声が反映されるように、次の事項に留意しながら適切な対応を求める。

１．地域の課題解決も含む総合的な検討案について協議できるように、地域住民や関係団体等の幅広い声が反映される委員構成とすること。

２．総合的な町の複合施設に対する検討には、多くの男女の意見や年齢層の意見を取り入れる必要がある。また、その上で、これからの東串良町の在り方を含む慎重な審議がなされる必要があるため、委員の構成に関しては、男女比が特段の理由なく大きく偏ることのないように、また、年齢層にも配慮した委員構成とすること。

以上、決議する。

令和５年６月１４日　東串良町議会。

以上、朗読いたしました。

議　長（田之畑）

本案について、趣旨説明を求めます。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ただいま議題となりました発議第１号　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議ですが、内容については、事務局長が朗読したとおりです。東串良町複合施設建設検討委員会の委員の人選について、多様な声が反映されるように議会の希望的意見を決議するものです。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第１号　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の

制定について」に対する附帯決議（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま議決されました発議第１号　議案第２４号「東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の制定について」に対する附帯決議（案）について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

〜〜

◆　日程第１２　議案第２５号　東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）
日程第１２　議案第２５号　東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２５号　東串良町円山公園周辺施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第１３　議案第２６号　職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）

日程第１３　議案第２６号　職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

　これから議案第２６号　職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜

◆　日程第１４　議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）
　日程第１４　議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
　本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから議案第２７号　東串良町国民健康保険基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～～

◆　日程第１５　議案第３０号　東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約について

議　長（田之畑）

　日程第１５　議案第３０号　東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約についてを議題とします。

　本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　議案第３０号　東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約について、御説明申し上げます。

　東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した東串良中学校プール改築工事１工区でございます。建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

　提案の理由といたしましては、建設工事請負契約金額が５，０００万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。
　これから議案第３０号　東串良中学校プール改築工事１工区の建設工事請負契約についてを採決します。
　お諮りします。
　本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本件はこのとおり可決されました。

～～

◆　日程第１６　議案第３１号　東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）
　日程第１６　議案第３１号　東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
　本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　議案第３１号　東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。
　国民健康保険税の税率を改正するため、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから議案第３１号　東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第１７　議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）

議　長（田之畑）

　日程第１７　議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

　本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

　２番　小川議員。

２　番（小　川）

　款６農林水産業、項１農業費、１６畜産業費、畜産センター舗装整備工事に対して、今回４，０００万円が計上されております。舗装工事に対して、周辺施設も含めて今回の事業に対する交付事業の活用の検討はなされたでしょうか。また、どのような利用目的でこの工事がなされているか、説明を願います。

　２つ目に、款８土木費、項６住宅費、２住宅建設費の町営住宅４棟の建設工事費に９，０００万円が計上されております。こちらに関して、町営住宅の建設に伴う予算に対し、長寿命化計画など計画に従ったものかお聞きいたします。先日の説明のときに、現在、町営住宅に関して長寿命化計画のほうは作成中であり、今回の住宅建設に関して計画に伴った建設ではないというような趣旨の説明を受けたと思います。また、現在、町営住宅の入居率というものが１００％ではないと考えております。池之原団地の撤去に対して、入居者が長い間入るところがない。住居の確保ということも言われておりましたけれども、この池之原団地は長い間入居者がおりません。このことからきっての住宅不足

による町民の不利益は講じないと考えます。この部分についての説明を願います。

また３番、款７商工費、項１商工費、目３観光費、過誤納金還付金について４３２万１，０００円の計上がなされております。こちらの予算のほうが計上された経緯と理由、また、その際の町の対応を質問します。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

今、小川議員の質問に対しまして、順次課長を通じて説明させます。

議　長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

それでは、畜産センターの整備のほうからお答えさせていただきます。

補助事業につきましては、国・県の予算確保、採択基準などの制限もありますし、また事務処理上の一定の期間を要することから速やかな執行は難しいところでございます。

今回の畜産センターの整備につきましては、畜産センターが平成３年に建築後約３２年経過しており、施設の改修、また審査場周辺の舗装工事を計画させていただきました。同じく農業研修センターにおいても昭和５４年に建築後約４４年経過しておりまして、当施設は昨年度から老朽化で使用禁止ということで、解体工事を計画させていただきました。

一方では、当敷地内において未整備区域が一部ありますので、町長を初め、関係課長と協議をいたしまして、一体的に整備を図ることが効果的だと判断したところでございます。財源につきましては、畜産センター整備の内容が複合的でございますので、総合的に判断をいたしまして、ふるさと応援基金を充当させていただいたところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺　園）

お答えいたします。

ただいま議員のほうから御質問がございました長寿命化計画に基づいた計画なのかということでございますが、この点に関しましては、長寿命化計画に載っておりまして、計画の中で住宅建設について進めているところでございます。

また現在、政策空家として７６戸を位置づけをしておりまして、そこの点についてそ

の中に約４８戸の居住者がおるわけでございまして、そこの政策空家になっているところも順次更新をしていかないといけないという状況があります。新たに住宅を建設することによりまして、今その政策空家に入っておられる方々を、よければ住宅を転居していただいて、団地全てを空き家としまして、解体、それから更新、建築というふうな手続で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議　長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中　島）

お答えをする前に、小川議員の御質問がちょっと聞き取りにくかったものですから、経緯と今後の町の対応ということでよろしかったでしょうか。

それでは、お答えいたします。

今回のこの過誤納金の４３２万１，０００円でございますが、これにつきましては、本町に対して寄附をしてくださった方、サラリーマンの方なんですけれども、確定申告をしなくてもいいようにワンストップ特例申請書を出していただきました。そしてその情報を今度は寄附をしてくださった自治体様に送信しないといけないんですけれども、一部そのデータが生成されていなかったということが５月の中旬頃、寄附者からの問合せにより、確認がされました。それで、町といたしましても、関西圏の２６自治体が関係しておりましたので、町のほうも相談をいたしまして、何とかそのうち２３の自治体からは了解をいただきまして、修正をしていただいて、住民税のまた修正をしていただくという了解をいただいたんですが、残りの３自治体につきましては、対応をしていただけませんでした。それで寄附者の皆様との一部やり取りをしまして、対応といたしましては、確定申告をする方法と、還付をさせていただくという方法があるということを話をさせていただいたところでございます。

還付をする際には、予算の可決が必要ですから、予算可決後にまた正式に御案内いたしますという話もさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

すいません、先ほどの住宅建設に関して長寿命化計画を制定されていらっしゃるということだったんですけれども、先日お伺いしたときに、長寿命化計画を策定中だと言われていたと思います。こちらの策定中の部分についてはどのような部分だったのか、再度お聞きしたいと思います。

また３観光費の過誤納金還付金についてなんですけれども、こちらのほうは、私のほうでちょっと個人的に調べたときに、このような事例というか、こういったものは過去にもあらゆる自治体で起きているということでした。町としてこの事例に対してどのような対応をとっていたかを含めて教えていただきたいと思います。

議　長（田之畑）
建設課長。

建設課長（寺　園）
お答えいたします。さきに小川議員のほうが建設課の窓口に来たときに、計画はどのようになっているのかとお尋ねいただいたところでございますが、長寿命化計画については、令和３年度１月に策定済みです。私はそのときに申し上げた計画というのは、個別の団地について、スケジュールを今作っているところだということをお伝えしたつもりでございます。
以上です。

議　長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中　島）
お答えをいたします。
先ほども申し上げました２６自治体のうち、２３の修正の対応をしていただくという自治体の寄附者の皆様方に対しましては、５月１９日にふるさと納税寄附金税額控除ワンストップ特例申請に係る電子データ未送信に対するお詫びについてということで、文書を発送いたしております。それで、今回の問題に伴い、新たに手続をする必要はありませんということでおわびの文も含めて、発送いたしております。
それから、対応をいただけなかった３つの自治体の寄附者様に対しましては、５月２６日に、ふるさと納税寄附金税額控除ワンストップ特例申請に係る電子データ未送信に対するお詫びについてという同じタイトルでおわび文と、それから今後の還付も含めた内容を記載して発送しているところでございます。
以上でございます。

議　長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今回の第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）では、多くのふるさと応援基金が利用されています。その中で先ほど説明がありました、款６農林水産業、項１農業費、１６畜産業費、畜産センター舗装整備工事に対して４，０００万円が計上されています。原資は全てふるさと応援基金が利用されているとのことでした。こちらのほう、この事業は本町の避難所として指定されている総合体育館と隣接する場所でもあります。そういったものを鑑みると、指定緊急避難場所への指定や、一時避難場所整備緊急促進事業、またそのほか、防災であったり、整備事業に関する財政措置や補助金交付事業等を活用することも検討できたのではないかなと考えているところです。

また、もし交付事業の活用が可能であれば、本町の持ち出し分が、例えば公費負担が５０％である事業を活用できれば、本町の持ち出しは５０％に削減することができます。その削減された部分については、町民のためのほかの事業に使えるのではないでしょうか。５０％でなくても何らかの補助事業を検討、活用し、採択されることによって、本町持ち出し分を削減される可能性があると思います。その分、ほかの事業で住民福祉に利用できると思います。

よって、こちらのほうを検討されたというようなお話がなかったので、私はもう少し検討されればいいのかなと思っています。

また款８土木費、項６住宅費、２住宅建設費の町営住宅４棟の建設工事に対して、こちらのほう、先ほど説明がありました長寿命化計画にのっとってされているということでした。ただ個別の団地の建設については、スケジュールを作っているということでした。総体的に計画のほうを進めていただきたいと思っております。そのため、この部分に関しても少し疑義が残るところであります。

この２点から、今回私は、今回の補正予算に対して疑義が残るため、反対をしたいと思います。

議　長（田之畑）

小川議員、討論をする場合は、先に反対なら反対の立場とかというのを明確にしてやってください。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

なければ、ほかに討論はありませんか。

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

私も同僚議員が提起した３点に併せて、私自身が、これは私だけかもしれませんが、

デジタルの推進の予算が外部に委託するということで、どなたかを派遣してもらって、１，５００万円を費やして、コンサル料ですから、旅費とか、宿泊費とか、そういう専門家を使ってという表現は悪いかもしれませんが、委託してマイナンバーカードを含むデジタル行政の推進を図るという予算も含まれているという説明を受けたわけですが、マイナンバーカードは特にもう個人情報が様々漏えいしておりまして、そして２０２６年には再度次期のマイナンバーカードが始まるという政府の説明のようです。そうすれば、ますます本格的に漏えいが始まると。そして地方自治体もこういう専門家を雇っているんですが、うちと同じように。うちもそうなろうとしているんですけれども、派遣してもらっても各地でいろいろとトラブルがあって、派遣された人が途中で、もう私はやりませんと言って、断るとかトラブルも出ているようです。初めての組まれたデジタル行政推進の予算ですので、この際、私はそれも含めて反対の立場をとります。

以上です。

議　長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第２８号　令和５年度東串良町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

議　長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜

◆　日程第１８　議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）

議　長（田之畑）

日程第１８　議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る６日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから議案第２９号　令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第１９　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議　長（田之畑）
　日程第１９　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。
　各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。
　お諮りします。
　各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第２０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議　長（田之畑）

日程第２０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項、並びに議会の在り方について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〜〜〜

議　長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第２回東串良町議会定例会を閉会します。

閉　　会　　　　午前１０時２５分